

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

平成29年9月

宮城県人事委員会



宮人委第168号
平成29年9月29日

宮城県議会議長 中 島 源 陽 殿
宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県人事委員会
委員長 小川竹男

職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報

告

別紙第 1

報 告

本県職員の給与については、平成27年4月から国に準じて、給与制度の総合的見直しに取り組んでおり、給料表水準を平均2%引き下げるなど、適正な給与水準の確保に向けた取組を着実に進めてきたところである。

こうした中、本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行った。

その概要は、次のとおりである。

I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「平成29年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は21,852人（一般行政職員5,924人、警察官3,797人、教諭等11,442人、研究員等299人、医師・薬剤師等390人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は391,644円（うち平均給料月額347,958円）となっている。

これら全職員の平均年齢は42.3歳、平均経験年数は20.6年となっており、また、男女別構成は男性64.5%、女性35.5%、学歴別構成は大学卒77.2%、短大卒4.6%、高校卒

18.2%、中学卒0.0%（0.03%）であり、平均修学年数は15.2年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給与との比較を行っている行政職の平均給与月額が361,585円（うち平均給料月額325,133円）となっている。

また、平成19年4月から実施した給与構造改革及び平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ、職員の平均年齢の低下等により平均給与月額は減少傾向にあり、本年4月は、平成19年4月と比較して33,507円の減、前年と比較して1,223円の減が認められた（いずれも行政職）。

給与制度の総合的見直しにおける給料表水準の引下げに伴う経過措置額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年宮城県条例第8号）附則第3項から附則第5項までの規定による給料をいう。以下同じ。）及び経過措置額の受給者割合については、本年4月1日現在で、平均支給月額が4,321円、受給者割合は17.9%となっている（いずれも行政職）。

なお、職員の総数については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行による市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正に伴い、仙台市立学校に係る県費負担教職員の給与負担等が平成29年4月1日から仙台市に移譲されたことなどにより、昨年よりも4,831人の減となっている。

II 民間給与の調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の1,007事業所（「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業）のうちから、266事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く230事業所について、「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種9,773人及び教員、研究員等の54職種777人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を実地に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況

や再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、87.5%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

1 初任給の状況

別表第2に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では25.2%（昨年32.8%）、高校卒では17.3%（同17.2%）となっており、大学卒は昨年を下回り、高校卒は前年並みとなっている。また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では39.4%（同40.4%）で昨年に比べて1.0ポイント減少し、高校卒では31.1%（同26.7%）で4.4ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合については、大学卒では60.6%（同59.6%）で1.0ポイント増加、高校卒では68.9%（同73.3%）で4.4ポイント減少し、減額した事業所の割合は大学卒、高校卒いずれも0.0%（同0.0%）（減額した事業所なし。）となっている。

2 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は32.7%（昨年29.7%）で、昨年に比べ3.0ポイント増加している。ベースダウンを実施した事業所は0.7%（同0.0%）となっている。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は、90.5%（昨年88.1%）で、昨年に比べて2.4ポイント増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は22.8%（同25.7%）、減額となっている事業所の割合は6.3%（同7.7%）となっている。

Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

1 月例給

前記の「平成29年職員給与実態調査」及び「平成29年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては平均給与月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じ

た額)を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は366,239円、職員給与が365,620円で、職員給与が民間給与を平均619円(0.17%)下回っている。

2 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給(ボーナス)の昨年8月から本年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第6に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額 \times 4.40月分(昨年4.29月分)に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給を0.1月分下回っている。

IV 物価及び生計費等

総務省統計局調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比較し、仙台市、全国ともに0.4%の微増となっている。

また、本委員会が、同局の「家計調査」を基礎として、仙台市における本年4月の標準生計費を算定したところ、2人世帯で196,146円、3人世帯で225,346円、4人世帯で254,576円となっている。

「一般職業紹介状況」(厚生労働省)による本県の本年4月の有効求人倍率は、1.54倍(季節調整値)となっており、昨年4月と比べて0.1ポイント上昇し、全国の状況と比較しても、依然、高い水準が続いている。

V 人事院の給与に関する報告、給与改定に関する勧告及び公務員の人事管理に関する報告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告・勧告するとともに、公務員人事管理について報告した。

その概要は、次のとおりである。

給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,400民間事業所の約53万人の個人別給与を実地調査(完了率87.8%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 631円 0.15% [行政職(一)…現行給与 410,719円 平均年齢43.6歳]

[俸給 456円 本府省業務調整手当 119円 はね返し分(注) 56円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.42月(公務の支給月数 4.30月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)採用職員の初任給を1,000円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、係長級の手当額を900円、係員級の手当額を600円引上げ

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
29年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.95月（現行0.85月）
30年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.90月	0.90月

[実施時期]

- ・月例給：平成29年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
 - * 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)6級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止
- ・ 平成30年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額の6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引上げ
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整

2 その他

(1) 住居手当

受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方について、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

(3) 非常勤職員の給与

本年7月、勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

公務員人事管理に関する報告の骨子

働き方改革などにより、有為の人材を確保し、全ての職員の十全な能力発揮を可能とする魅力ある職場を実現することは、公務が行政ニーズに応えていくための基盤。職員意識調査の結果も踏まえ、国民の理解を得つつ、活力ある公務組織を維持できるよう、引き続き中・長期的な視点も踏まえた総合的な取組を推進

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

民間の多様な取組の動向も注視し、公務の魅力や大学関係者等を含め広く具体的に発信することが重要。女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は公務職場に定着。今後、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進を踏まえた適正な評価が必要。引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

能力開発の方向性等につき職員とのコミュニケーションが重要。本院は、マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが重要。本院としても、官民の参考事例の収集・提供等により、各府省の取組を支援

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

各府省の取組や上限規制に係る民間法制の議論等を踏まえ、各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性ある措置を検討。また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員の給与については、本年7月に指針を改正したところであり、引き続き、指針の内容に沿った処遇が行われるよう、各府省を指導。また、民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。このためには採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能となることから定年の引上げが適当。その際、組織活力の維持のための方策について政府全体で検討を進めることが必要。本院は、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについて、平成23年の意見の申出以降の諸状況の変化も踏まえ、論点整理を行うなど鋭意検討

VI むすび

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べて増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年に続き、賃金の上昇傾向が見られる。また、初任給については、大学卒では増額した事業所が1.0ポイント減少、高校卒では4.4ポイント増加し、減額した事業所は大学卒・高校卒ともなかった。

一方、職員の給与は、平成19年4月から実施してきた給与構造改革及び平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ等により、平均給与月額は減少が続いている。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と

民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の給与については、人材確保の観点から、人事院勧告に準じ、初任給調整手当の引上げを行うこととし、獣医師についても、医師の改定を考慮し、引上げを行うこととした。

配偶者に係る扶養手当の見直しについて、昨年、人事院は、民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額するとともに、子に係る手当額の引上げを行うよう勧告したところであるが、本委員会は、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化について、国と同様の傾向を示すまでには至っていないことなどから、引き続き必要な検討を行っていくこととしたところである。

本年の職種別民間給与実態調査の結果を見ると、別表第7のとおり、84.5%の事業所が家族手当制度を有しており、そのうち87.0%の事業所が配偶者に家族手当を支給している。

一方で、民間企業においては、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあり、配偶者に係る手当を支給する事業所にあっても、見直しの予定がある又は税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては、見直すことを検討している事業所が2割を超えている。また、本県の職員においては、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にある。

本委員会としては、以上のような状況や、国及び他の都道府県の実施状況を総合的に勘案し、昨年の人事院勧告に準じて所要の改正を行うこととした。

原則55歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、昨年の本委員会報告において、公務と民間の給与差の状況を注視しつつ、国及び他の都道府県との均衡をも踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととしたところである。

本年4月時点における50歳台後半層における公務と民間の給与差については、昨年4月と比較して縮小している。また、給与制度の総合的見直しに伴う経過措置が、今年度末で廃止されることから、更なる給与差の縮小も見込まれる。

一方で、未実施の都道府県が減少している状況にあることから、公務と民間の給与差の状況を注視しつつ、国及び他の都道府県との均衡をも踏まえながら、引き続

き検討を進めていくこととする。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、若年層に重点を置きつつ、全ての号俸について引上げを行う（400円から1,100円の引上げ）。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間の支給月数を4.40月とし、引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとする。今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成30年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当の支給月数については0.05月分、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当の支給月数については0.05月分を引き上げることとする。

ハ 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医師の最高支給限度額を本年4月に遡って引き上げるとともに、獣医師についても、医師の改定を考慮し、同様の引上げを行う。

ニ 扶養手当

昨年的人事院勧告に準じて手当額の改定を行い、平成30年4月1日から実施する。

なお、各年度における具体的な手当額は、別表第8のとおりである。

(3) 給与制度の総合的見直し

国においては、国家公務員の給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、世代間の給与配分等の見直しを行うこととし、平成27年4月からの

3年間で俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しが実施されており、本委員会としても、本県の実情を考慮した上で、人事院勧告に準じた対応を行ってきたところである。

この給与制度の総合的見直しでは、給料表水準の引下げを実施しており、この際に講じた経過措置は、平成30年3月31日をもって廃止することとされている。また、当分の間の措置として、平成22年度から実施されている55歳を超える職員（行政職給料表6級相当以上）に対する給料月額等の0.7%減額支給措置については、給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げにより、適正化が図られていることなどから、国に準じて平成30年3月31日をもって廃止することとする。

(4) その他

イ 住居手当

住居手当については、人事院報告において、公務員宿舍の削減等により受給者の増加が続いており、今後、その動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、必要な検討を行っていくこととされたことから、今後も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととする。

ロ 再任用職員の給与

再任用職員の給与の在り方については、人事院報告において、各府省における円滑な人事管理を図る観点から、民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討を行っていくこととされたことから、今後も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととする。

ハ 交通用具使用者（普通自動車等の区分）に係る通勤手当

交通用具使用者（普通自動車等の区分）に係る通勤手当については、平成26年に手当額改定の勧告を行ったところである。

前回の見直しから算出の基礎としているガソリン価格等の変動も見られることから、それらの動向について、引き続き注視していくこととする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

東日本大震災から6年半が経過し、平成30年度からは宮城県震災復興計画に定める「発展期」を迎える。これまで、県民と県職員が一丸となった懸命の取組により、着実に復興の成果が得られつつあるが、震災からの単なる復旧にとどまらない抜本的な再構築を目指す本県の取組は、新たな段階に入ることとなる。

復興の進捗に伴って県が担うべき役割が変化し、また、行政ニーズが多様化していくことに的確に対応するためには、復興を担う職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことにより、効率的で質の高い行政を行っていくことが、これまで以上に求められている。

職員の確保については、これまでも職員採用試験・選考考査における応募者確保対策を強化してきたほか、任期付職員の採用や他の自治体等からの派遣職員の受入により対応してきたところであるが、震災からの年月の経過や他地域における大規模災害の発生などにより、特に任期付職員や派遣職員の確保をめぐる環境は大きく変化している。引き続き必要な人員の確保に向けて、柔軟に様々な取組を行っていく必要があるほか、本県の復興業務がこうした年齢・経験等が異なる多様な職員により担われていることに鑑み、職員の能力を十分に発揮できるような機動的な組織運営及び人員配置に努める必要がある。

あわせて、昨年度改定された「みやぎ人財育成基本方針※」に基づき、職員一人一人の能力・意欲の向上を進めるなど人材育成に努め、優秀な職員による効率的で質の高い行政を実現していくことがより一層必要である。

県勢の発展に向けて、戦略的に取組を推進していく「発展期」を迎えるに当たり、復興後を見据えた人事運営の観点からは、今後の任期付職員や派遣職員の在り方のほか、職員の年齢や経験年数といった職員構成に偏りが生じることも懸念されることから、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 有為な人材の確保と女性職員の登用の拡大

震災からの復興をはじめとして、数多くの困難な課題を解決し、県勢を更に発展

させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

職員の採用に当たっては、こうした優秀な人材の確保を目的として、平成27年度から東京都において、平成28年度からは大阪市においても宮城県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験等を実施しているところであり、今年度の県外会場における受験申込者は全体の約18%となる170人になるなど一定の成果が得られている。

一方、土木職や獣医師職など一部の技術系職種については、引き続き必要人員の確保が難しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、土木職については平成26年度から民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を実施しているほか、獣医師職については、今年度から選考方法を変更し、専門性をより重視した選抜を行うなどして、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めているところである。

これらの職種を含め、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の採用動向に起因すると考えられる全体的な応募者の減少傾向が近年続いていることから、任命権者や関係機関等と綿密に連携しながら、職員採用試験等の応募者確保対策を一層強化していく必要がある。

女性の活躍推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）が昨年施行され、本県の特定事業主行動計画も策定されたところである。計画では、採用試験受験者等の女性割合、管理職・係長級以上に占める女性職員割合を目標数値として掲げており、これらの着実な実施に取り組む必要があるとともに、女性職員の個性と能力の発揮が本県の政策の質と行政サービスの向上につながるとの認識のもと、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と研修の充実等により、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

また、障害者の雇用については、これまでも毎年度、身体障害者を対象とした採用選考考査を実施し、雇用の促進に努めてきたところである。障害者に対する合理的配慮義務を定めた障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）が施行されたことを踏まえ、今年度から一部の競争試験においても点字試験を実施する取組を行っているところであるが、平成30年4月から法定雇用率が引き上げられることも踏まえ、引き続き任命権者と連携し、障害者の雇用

の促進のための取組を適切に進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

昨年4月から施行された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により導入された人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、人事評価制度の試行及び初年度の検証結果を十分に踏まえ、職員の能力・実績が適正に評価され、人事配置や昇任管理、給与への反映、さらに人材育成に生かされることにより、職員の勤務意欲を向上させる制度として定着させていくことが求められている。また、人事評価のプロセスは個々の職員に対する人材育成のまたとない機会となるものであり、この機会を捉えた人材育成のための効果的な取組が期待される場所である。

(4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

地方公務員の定年は、地方公務員法の規定により国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても職員の定年等に関する条例（昭和59年宮城県条例第3号）により原則60歳と規定されているところである。年金支給開始年齢の65歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国は定年退職する職員が年金支給開始年齢に達するまで、再任用することとしてきたが、現在、関係府省の局長級を構成員とする公務員の定年の引上げに関する検討会が設置されるなど、定年引上げに向けた動きもみられることから、引き続き国における検討状況等の動向を注視し、適切に対応していくことが必要である。

本県職員の年齢別構成をみると、50歳以上の職員が全体の32.8%を占めるなど、本県においても高齢層職員の能力及び経験の活用は今後大きな課題となるものと考えられる。現状においては、豊富な経験を有する定年退職した職員は再任用職員となる場合が多いが、再任用職員の増加に伴い、職員が定年前に培った貴重な業務ノウハウ等を組織として効果的に後輩世代に継承できるような配属先の決定や担当業務の割り振り、また、再任用職員の更なる能力開発に一層の工夫が必要となるほか、職位などの処遇、新規採用職員数への影響、個々の職員の希望する勤務時間への対応の可否などの再任用制度及び運用の課題についても、本県の職務や任用の実態に即した検討を引き続き進めていく必要がある。

(5) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正への対応

本年5月に地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付についての規定を定めた地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、平成32年4月から施行されることとなったことから、改正法の趣旨も踏まえ、今後の非常勤職員等の任用・勤務条件の在り方について、適切に検討を進め対応する必要がある。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

東日本大震災からの復興事業が進展する中、職員の長時間にわたる時間外勤務については、健康面やワーク・ライフ・バランスへの影響を考慮し、重要な課題の一つとしてこれまでも言及してきたところである。民間企業における長時間労働の是正について、本年3月に決定された「働き方改革実行計画」（働き方改革実現会議決定）に基づき、時間外労働の上限規制などが議論されている。このような社会情勢の中、本県においても職員の働き方改革の推進が求められている。

職員の平成28年度における時間外勤務の状況は、一部においては前年度に比べ減少したが、全体としては1人当たり月平均15.0時間で増加している。また、月80時間を超える長時間の時間外勤務に従事した職員も、引き続き一定程度見受けられる。県教育委員会で実施している県立学校での正規の勤務時間外における在校時間の調査結果でも、在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は4分の1以上で、依然として多い状況にある。

時間外勤務の縮減は、職員の健康維持、公務能率の向上とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資する重要な課題である。

各任命権者においては、朝型勤務の実施、定時退庁日の確保や年間の時間外勤務の上限を設定するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を行っているが、特定の職員に長時間又は長期にわたり過度な業務が集中することのないよう、なお一層の取組が必要である。

なお、教職員の長時間勤務解消については、中央教育審議会での検討や文部科学

省の実現に向けた取組についても注視していく必要がある。

また、各所属においては適切な事務配分、業務の見直しを行い、管理監督者には勤務時間及び業務の進行管理などを適正に行うことが求められるところである。

あわせて、職員の健康管理は、組織運営や業務遂行の上でも重要不可欠であり、各職員が計画的に休暇を取得して適度に休養をとり、心身の健康保持に努めることが必要である。

年次有給休暇の取得状況については、取得日数が5日以下の職員の割合が全体の職員の4分の1を下回る状況となるなど、やや改善の傾向が見られる。管理監督者が、職員において年次有給休暇をはじめとした各種休暇等を取得しやすい職場環境を整備するとともに、職員の健康保持への配慮が必要である。

メンタルヘルスについては、復興業務が長期間に及ぶ中、疲労やストレスの蓄積から職員の心身の健康が損なわれることが懸念されており、各任命権者では、心の不調発生の未然防止・早期対応のための様々な取組を組織的に行っているところである。

管理監督者には職場環境の改善、職員の日頃の健康状態の把握や不調者への適切な対応等、メンタルヘルスケアの実践が強く求められる。

なお、国家公務員においては、昨年度からフレックスタイム制の適用が全職員に拡充され、子育て・介護中の職員を中心に活用が図られている。このほか、他の地方公共団体等においてもモバイルワーク、サテライトオフィス等のテレワークについて試験的に導入する例がみられる。

このような柔軟な働き方への対応については、本県の実情、制度導入による効果や業務運営への影響、導入に向けた環境整備等を考慮しつつ、具体的な検討が必要である。

(2) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が急速に進展している現代社会においては、誰もがその能力を発揮して活躍できる社会の実現が重要な課題とされている。本県においても、全ての職員がそれぞれの職責を果たし、キャリア形成も進めながら、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っていくことが肝要である。

特に、仕事と育児や介護との両立支援については、国や民間企業の動向のほか、各種制度の利用状況や職員のニーズ等を踏まえ、制度の見直しを行ってきたところ

である。

両立支援制度については、制度の整備とともに、職場全体でその制度趣旨を十分理解し、支援を必要とする職員が必要な制度を適時利用できる環境を整えることが重要である。

育児や介護に関する特別休暇の承認数や育児休業の取得率は徐々に増えてきているものの、各任命権者においては、引き続き職員に対し、育児休業、介護休暇等の両立支援制度の定着に向けた普及啓発を十分行い、その制度を必要とする職員の誰もが気兼ねなく利用できる職場環境の整備を推進していく必要がある。

(3) 服務規律の徹底

平成28年度においては26人の職員が懲戒処分を受けており、一部の職員の非行や不祥事によって県政全体への信頼を損ないかねない状況が引き続き発生していることは誠に遺憾である。処分事案の内容としては、未成年者へのわいせつ行為による逮捕事案のほか、飲酒運転による事案等も依然として発生しており、こうした不祥事の背景には、危機意識の欠如や公務員としての使命感・倫理観の不足があると考えざるを得ない状況である。

復興事業に官民一体で取り組んでいる中で、本県職員には公務に対する信頼を損なうことのないよう高い公務員倫理を保持し、日々の職務に当たることが求められている。

各任命権者においては、これまで以上に服務規律の徹底を図り、不祥事の発生防止に努めるとともに、それぞれの職員においても、公務に携わる者としての使命感と緊張感を保持し、自らの行動を律するよう努める必要がある。

また、各任命権者においては、ハラスメント防止に関する職員への意識啓発、相談体制の整備等を進めているが、職員の健康や、公務能率の維持の観点から、引き続きハラスメント防止に向け、職員一体となって風通しのよい職場環境の維持について取り組んでいくことが不可欠である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な

処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画10年間の計画期間における7年目、東日本大震災からの復興において、再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」（H26～H29）の最終年となり、職員は、それぞれの分野において、復興の歩みを着実に進めるべく、不断の努力を重ねている。また、来年度からは、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」となることから、職員には、引き続き県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、民間企業の月例給及び特別給の支給状況を踏まえ、職員の月例給及び特別給を引き上げることとした。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、職員の士気の維持・高揚や有為な人材の確保・育成につながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経年 数	職員 1人あたり 給与月額	左のうち 給料月額
	人	歳	年	円	円
行政職	5,924	41.2	20.4	361,585	325,133
公安職	3,797	37.3	16.5	353,023	319,615
教育職（高校等）	4,543	45.0	22.6	431,126	377,312
教育職（中・小）	6,899	44.2	21.9	413,534	364,924
研究職	299	43.1	20.5	382,550	341,533
医療職（医師等）	22	42.4	18.6	846,420	453,273
医療職（薬剤師等）	275	41.6	19.0	361,130	326,194
医療職（看護師等）	93	40.6	18.3	342,447	326,575
全職種（A）	21,852	42.3	20.6	391,644	347,958
平成28年4月（B）	26,683	42.6	20.8	395,892	350,488
増減（A）－（B）	△4,831 [△18.1]	△0.3	△0.2	△4,248 [△1.1]	△2,530 [△0.7]

- (注) 1 「職員1人あたり給与月額」欄は、平成29年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。
- 2 「増減（A）－（B）」欄の〔 〕内は、平成28年4月と対比した増減率である。
- 3 地方公務員法第28条の4第1項等の規定により採用された職員（再任用職員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒		計	25.2 [32.8]	(39.4) [40.4]	(60.6) [59.6]	(0.0) [0.0]	74.8 [67.2]
		500人以上	26.8	(45.3)	(54.7)	(0.0)	73.2
		100人以上500人未満	30.2	(25.8)	(74.2)	(0.0)	69.8
		100人未満	8.8	(100.0)	(0.0)	(0.0)	91.2
高校卒		計	17.3 [17.2]	(31.1) [26.7]	(68.9) [73.3]	(0.0) [0.0]	82.7 [82.8]
		500人以上	12.5	(68.1)	(31.9)	(0.0)	87.5
		100人以上500人未満	17.6	(22.1)	(77.9)	(0.0)	82.4
		100人未満	30.1	(0.0)	(100.0)	(0.0)	69.9

(注) 1 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。
2 []内は、平成28年調査の結果である。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
		係 員	32.7 [29.7]	14.2 [12.6]	0.7 [0.0]
課 長 級		23.0 [22.6]	12.7 [11.8]	0.7 [0.9]	63.6 [64.7]

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。
2 []内は、平成28年調査の結果である。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給実施						
		増額	減額	変化なし				
係 員	92.1 [92.2]	90.5 [88.1]	22.8 [25.7]	6.3 [7.7]	61.4 [54.7]	1.6 [4.1]	7.9 [7.8]	
課 長 級	82.1 [85.8]	80.1 [81.5]	18.9 [23.0]	3.1 [6.2]	58.1 [52.3]	2.0 [4.3]	17.9 [14.2]	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
2 []内は、平成28年調査の結果である。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
366,239円	365,620円	619円 (0.17%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員
	下半期 (A1)	上半期 (A2)	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		355,972円
	上半期 (A2)		352,298円
特別給の支給額	下半期 (B1)		761,124円
	上半期 (B2)		798,566円
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1}\right)$		2.14月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2}\right)$		2.26月分
年間の支給割合			4.40月分

[備考] 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月である。

(注) 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

別表第7 民間における家族手当の支給状況

(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
84.5	(87.0)	[9.5]	[11.0]	[78.6]

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である(上記以外に未回答事業所が0.9%ある。)

別表第8 各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

- (注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。
- 2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成29年度は11,000円、平成30年度は子10,000円・父母等9,000円、平成31年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

勸

告

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

イ 勤勉手当

(イ) 平成29年12月期の支給割合

a b 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.95月分（再任用職員にあつては、0.45月分）とすること。

b 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては、0.55月分）とすること。

(ロ) 平成30年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.9月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.425月分）とすること。

b 特定幹部職員

6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては、それぞれ 0.525月分）とすること。

ロ 初任給調整手当

- (イ) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,300円とすること。
- (ロ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,700円とすること。
- (ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を35,200円とすること。

ハ 扶養手当

- (イ) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（ロ）において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第10条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
 - (ロ) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
 - (ハ) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
 - (ニ) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9级以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。
- (3) 55歳を超える職員の給料月額減額支給等
- 職員の給与に関する条例附則第29項から第32項までの規定による55歳を超える職員の給料月額減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

ロ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 平成29年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

ロ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成29年12月1日から、1の(3)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイの(ロ)、同(2)のハ、2の(2)のロ及び3の(2)のロについては平成30年4月1日から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のハの(イ)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(ロ)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、1の(2)のハの(ロ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のハの(ハ)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子に

あつては10,000円とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、1の(2)のハの(ニ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ロ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のハの(イ)中「6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((ロ)において「特定職員」という。)にあつては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のハの(ロ)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、1の(2)のハの(ニ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ハ 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、1の(2)のハの(ニ)中「職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	143,600	194,100	230,500	263,900	290,000	320,800	364,900	410,600	461,200	525,000
	2	144,700	195,900	232,100	265,800	292,300	323,000	367,500	413,000	464,400	527,900
	3	145,900	197,700	233,600	267,600	294,600	325,300	370,000	415,500	467,400	531,000
	4	147,000	199,500	235,300	269,700	296,700	327,500	372,600	417,900	470,400	534,200
	5	148,100	201,100	236,800	271,500	298,700	329,700	374,500	419,900	473,400	537,300
	6	149,300	202,900	238,500	273,400	301,000	331,700	377,100	422,200	476,500	539,600
	7	150,400	204,700	240,000	275,300	303,300	334,000	379,400	424,300	479,500	542,100
	8	151,500	206,600	241,600	277,500	305,600	336,200	381,900	426,500	482,600	544,500
	9	152,600	208,300	242,900	279,600	307,600	338,200	384,400	428,500	485,300	547,000
	10	154,000	210,100	244,400	281,600	309,900	340,400	387,100	430,600	488,400	548,800
	11	155,300	211,900	246,000	283,700	312,100	342,400	389,700	432,700	491,500	550,600
	12	156,600	213,700	247,400	285,700	314,400	344,600	392,500	434,900	494,600	552,500
	13	157,900	215,100	249,000	287,700	316,500	346,400	394,900	436,600	497,300	554,200
	14	159,400	216,900	250,500	289,800	318,600	348,500	397,200	438,400	499,600	555,600
	15	160,900	218,600	251,800	291,900	320,900	350,600	399,400	440,400	501,900	556,900
	16	162,500	220,500	253,200	293,900	323,000	352,600	401,800	442,400	504,200	558,000
	17	163,900	222,200	254,700	295,800	325,000	354,300	403,600	444,300	506,400	559,300
	18	165,400	223,900	256,400	297,800	327,000	356,300	405,700	446,100	507,800	560,300
	19	166,900	225,500	258,100	299,900	329,000	358,100	407,600	448,000	509,300	561,300
	20	168,400	227,100	259,900	301,900	331,000	360,000	409,400	449,700	510,700	562,200
	21	169,800	228,600	261,500	303,900	332,800	362,000	411,300	451,500	511,900	563,100
	22	172,500	230,300	263,400	306,100	335,000	364,000	413,100	453,000	513,300	
	23	175,100	231,900	265,100	308,100	337,000	366,000	414,900	454,400	514,800	
	24	177,800	233,500	266,800	310,200	339,100	367,900	416,800	455,900	516,300	
	25	180,500	234,800	268,800	311,900	340,500	369,900	418,600	457,300	517,400	
	26	182,200	236,300	270,700	314,000	342,400	371,800	420,200	458,600	518,600	
	27	183,900	237,700	272,500	316,000	344,300	373,800	421,700	459,900	519,800	
	28	185,600	239,000	274,300	318,000	346,200	375,800	423,300	461,100	521,000	
	29	187,100	240,300	276,000	319,900	347,900	377,400	424,900	462,200	522,000	
	30	188,900	241,500	278,000	321,900	349,900	379,200	426,200	462,900	522,900	
	31	190,700	242,500	279,900	324,000	351,800	381,000	427,500	463,700	523,800	
	32	192,500	243,700	281,600	326,100	353,600	382,600	428,700	464,400	524,700	
	33	194,100	245,000	283,200	327,400	355,500	384,400	429,900	465,100	525,500	
	34	195,600	246,200	285,100	329,400	357,300	385,800	431,200	465,900	526,400	
	35	197,100	247,400	286,900	331,300	359,100	387,300	432,500	466,600	527,100	
	36	198,600	248,800	288,800	333,400	360,800	388,900	433,800	467,200	527,600	
	37	199,900	249,700	290,400	335,400	362,300	390,300	435,000	467,700	528,300	
	38	201,200	251,100	292,200	337,300	363,600	391,600	435,800	468,300	528,900	
	39	202,500	252,500	294,000	339,300	365,000	392,800	436,600	468,900	529,700	
	40	203,800	254,000	295,800	341,200	366,400	393,900	437,400	469,500	530,300	

再任 用職 員以 外の 職員	41	205,100	255,400	297,400	343,100	367,700	395,000	438,000	470,000	530,800
	42	206,500	256,800	299,100	345,000	368,600	396,200	438,700	470,500	
	43	207,800	258,200	300,600	346,800	369,700	397,400	439,400	470,900	
	44	209,100	259,500	302,200	348,800	370,800	398,500	440,100	471,200	
	45	210,300	260,700	303,800	350,300	371,600	399,200	440,900	471,500	
	46	211,600	262,000	305,600	351,700	372,500	399,900	441,700		
	47	212,900	263,500	307,200	353,200	373,400	400,600	442,100		
	48	214,200	264,800	308,900	354,700	374,300	401,300	442,800		
	49	215,300	266,000	309,900	356,300	375,200	401,900	443,300		
	50	216,400	267,100	311,400	357,100	376,000	402,500	443,700		
	51	217,400	268,400	312,900	358,300	376,900	403,000	444,100		
	52	218,500	269,700	314,500	359,300	377,700	403,400	444,500		
	53	219,600	270,700	316,100	360,200	378,400	403,800	444,900		
	54	220,700	271,800	317,700	361,300	379,100	404,100	445,300		
	55	221,600	273,100	319,300	362,300	379,800	404,400	445,700		
	56	222,600	274,400	320,900	363,400	380,500	404,700	446,000		
	57	223,100	275,400	322,400	364,300	381,000	405,100	446,300		
	58	224,000	276,400	323,600	365,000	381,600	405,400	446,700		
	59	224,800	277,400	324,800	365,700	382,200	405,700	447,000		
	60	225,700	278,500	326,000	366,400	382,900	406,000	447,300		
	61	226,400	279,600	326,700	366,800	383,300	406,300	447,700		
	62	227,400	280,600	327,600	367,400	384,000	406,600			
	63	228,200	281,500	328,400	368,100	384,600	406,900			
	64	229,100	282,500	329,200	368,800	385,200	407,200			
	65	229,800	283,100	330,100	369,100	385,600	407,500			
	66	230,600	284,000	330,500	369,800	386,200	407,800			
	67	231,500	284,700	331,200	370,500	386,800	408,100			
	68	232,600	285,600	332,000	371,200	387,400	408,400			
	69	233,300	286,600	332,800	371,500	387,800	408,600			
	70	234,000	287,400	333,500	372,100	388,300	408,900			
	71	234,700	288,200	334,300	372,800	388,800	409,200			
	72	235,500	289,000	335,000	373,400	389,400	409,500			
	73	236,300	289,800	335,500	373,700	389,700	409,700			
	74	237,000	290,300	336,100	374,300	390,100	410,000			
75	237,700	290,700	336,600	375,000	390,500	410,300				
76	238,300	291,300	337,200	375,600	391,000	410,500				
77	239,000	291,400	337,500	376,000	391,300	410,700				
78	239,800	291,800	338,000	376,600	391,600	411,000				
79	240,600	292,000	338,400	377,200	391,900	411,300				
80	241,300	292,400	338,900	377,700	392,200	411,500				
81	241,900	292,600	339,300	378,200	392,400	411,700				
82	242,600	292,800	339,800	378,800	392,700	412,000				
83	243,300	293,200	340,300	379,300	393,000	412,300				
84	244,000	293,500	340,800	379,600	393,200	412,500				

	85	244,600	293,800	341,100	380,000	393,400	412,700				
	86	245,300	294,100	341,500	380,500	393,700					
	87	246,000	294,400	342,000	380,900	394,000					
	88	246,700	294,800	342,400	381,300	394,200					
	89	247,300	295,100	342,700	381,700	394,400					
	90	247,800	295,500	343,100	382,200	394,700					
	91	248,100	295,800	343,600	382,600	395,000					
	92	248,500	296,200	344,000	383,000	395,200					
	93	248,900	296,300	344,200	383,300	395,400					
	94		296,500	344,600	383,800						
	95		296,900	345,100	384,200						
	96		297,300	345,500	384,600						
	97		297,500	345,600	384,900						
	98		297,800	346,100	385,400						
	99		298,200	346,500	385,800						
	100		298,600	346,800	386,200						
	101		298,800	347,100	386,500						
	102		299,100	347,500							
	103		299,500	347,900							
	104		299,800	348,400							
	105		300,000	348,900							
	106		300,300	349,300							
	107		300,700	349,700							
	108		301,000	350,100							
	109		301,200	350,600							
	110		301,600	351,000							
	111		302,000	351,300							
	112		302,300	351,600							
	113		302,400	352,100							
	114		302,700								
	115		303,000								
	116		303,400								
	117		303,600								
	118		303,800								
	119		304,100								
	120		304,400								
	121		304,800								
	122		305,000								
	123		305,300								
	124		305,700								
	125		306,000								
再任用職員		188,600	216,300	256,600	276,100	291,400	316,900	358,900	392,300	443,700	524,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	183,000	209,700	250,100	293,900	320,600	349,300	384,000	425,400
	2	168,900	184,800	211,700	251,900	295,900	322,800	351,500	386,200	427,200
	3	170,700	186,600	213,700	253,700	298,000	325,100	353,800	388,200	429,100
	4	172,400	188,400	215,700	255,500	300,300	327,200	356,000	390,300	431,000
	5	173,900	190,300	217,700	257,200	302,100	329,500	358,000	392,100	432,400
	6	175,800	192,700	219,700	259,000	304,300	331,700	360,100	394,100	434,200
	7	177,700	195,000	221,800	260,600	306,500	334,100	362,400	395,900	435,800
	8	179,600	197,300	223,700	262,300	308,700	336,300	364,600	397,700	437,300
	9	181,300	199,500	225,800	263,700	310,700	338,100	366,400	399,500	438,900
	10	183,000	202,100	227,600	265,300	312,900	340,400	368,600	401,500	440,600
	11	184,700	204,600	229,400	266,600	315,200	342,600	370,600	403,500	442,200
	12	186,400	207,200	231,200	267,900	317,300	344,900	372,800	405,700	443,800
	13	188,300	209,500	233,100	269,500	319,400	346,900	374,700	407,400	444,900
	14	190,400	211,300	235,100	270,900	321,800	349,100	376,900	409,500	446,500
	15	192,600	213,100	237,000	272,000	324,000	351,300	379,000	411,500	448,400
	16	194,700	214,900	238,900	273,300	326,200	353,400	381,100	413,600	450,200
	17	196,900	216,800	240,500	274,200	328,000	355,500	382,700	415,300	451,800
	18	199,300	218,700	242,300	275,600	330,300	357,500	384,700	417,000	453,600
	19	201,700	220,700	244,100	277,100	332,400	359,500	386,600	418,700	455,400
	20	204,100	222,500	245,900	278,500	334,800	361,600	388,600	420,400	457,100
	21	206,700	224,200	247,500	279,800	336,800	363,500	390,400	422,100	458,700
	22	208,500	226,000	249,000	281,200	338,800	365,500	392,600	423,700	460,400
	23	210,300	227,800	250,200	282,500	340,900	367,400	394,700	425,100	462,100
	24	212,100	229,600	251,500	284,000	342,900	369,500	396,700	426,600	463,900
	25	214,000	231,300	252,800	285,200	344,800	371,200	398,400	427,900	465,400
	26	215,800	233,000	254,100	287,100	346,900	373,200	400,400	429,300	466,800
	27	217,600	234,800	255,400	289,100	348,900	375,200	402,500	430,800	468,300
	28	219,300	236,500	256,600	291,100	350,900	377,300	404,600	432,400	469,600
	29	221,300	237,900	257,800	293,100	352,800	379,200	406,200	433,800	470,800
	30	223,100	239,700	258,900	295,100	354,900	381,300	408,000	435,500	471,500
	31	224,900	241,500	260,200	296,900	356,800	383,400	409,700	437,200	472,200
	32	226,700	243,300	261,300	298,800	358,900	385,400	411,400	438,800	472,900
	33	228,400	244,700	261,900	300,600	360,400	387,300	413,100	440,200	473,400
	34	230,100	246,200	263,200	302,400	362,500	389,400	414,600	441,900	474,200
	35	231,800	247,500	264,300	304,300	364,400	391,600	416,200	443,600	474,900
	36	233,500	249,000	265,500	306,200	366,500	393,500	417,700	445,200	475,500
	37	235,000	250,300	266,400	308,000	368,400	395,200	419,100	446,600	475,900
	38	236,800	251,600	267,600	309,900	370,500	396,700	420,600	447,300	476,500
	39	238,600	252,800	268,600	311,800	372,500	398,000	422,100	448,100	477,000
	40	240,400	254,000	269,600	313,500	374,500	399,400	423,600	448,800	477,500
	41	241,800	255,200	270,800	315,300	376,600	400,600	425,100	449,200	478,000
	42	243,200	256,400	272,200	317,100	378,700	401,700	426,400	449,800	478,400
	43	244,500	257,500	273,500	319,000	380,800	402,700	427,700	450,500	478,800
	44	245,700	258,600	274,700	321,000	382,800	403,700	428,900	451,100	479,200
	45	247,000	259,400	275,800	322,700	384,500	405,000	429,900	451,900	479,500
	46	248,100	260,500	277,400	324,600	386,200	406,200	430,600	452,600	
	47	249,200	261,600	278,900	326,500	387,800	407,300	431,400	453,100	
	48	250,100	262,900	280,500	328,300	389,500	408,500	432,200	453,600	

	49	251,000	263,800	282,300	329,800	391,000	409,800	432,700	454,100
	50	252,100	265,000	284,000	331,400	392,000	410,600	433,100	454,400
	51	253,300	266,000	285,700	332,800	393,000	411,400	433,600	454,700
	52	254,400	267,100	287,200	334,600	394,000	412,100	433,900	455,100
	53	255,100	268,300	288,700	336,100	395,300	412,600	434,200	455,500
	54	256,300	269,300	290,500	337,800	396,400	413,300	434,600	455,700
	55	257,200	270,700	292,300	339,500	397,500	414,000	434,900	456,000
	56	258,400	271,900	294,000	341,300	398,700	414,600	435,200	456,200
	57	259,400	272,900	295,500	342,300	400,000	415,300	435,500	456,600
	58	260,400	274,500	297,200	344,000	400,800	415,700	435,800	456,800
	59	261,200	275,900	299,000	345,600	401,600	416,300	436,100	457,000
	60	262,200	277,600	300,800	347,200	402,300	416,900	436,400	457,200
	61	263,400	279,200	302,200	348,900	402,800	417,300	436,700	457,600
	62	264,400	280,800	304,000	350,600	403,500	417,900	437,000	
	63	265,500	282,400	305,900	352,300	404,200	418,400	437,300	
	64	266,400	283,900	307,600	354,000	405,000	418,900	437,600	
	65	267,500	285,300	309,000	355,600	405,300	419,500	437,900	
	66	268,700	286,700	310,700	357,200	406,000	420,100	438,200	
	67	269,900	288,200	312,100	358,800	406,700	420,500	438,500	
	68	271,200	289,600	313,800	360,400	407,300	421,000	438,800	
	69	272,400	291,300	315,200	361,600	407,700	421,400	439,000	
	70	273,800	292,800	316,600	363,100	408,200	421,700	439,300	
	71	275,200	294,400	318,000	364,400	408,800	422,000	439,600	
	72	276,500	296,000	319,500	365,800	409,300	422,300	439,900	
	73	277,800	297,200	320,400	367,000	409,800	422,600	440,100	
	74	279,200	298,600	322,000	368,200	410,200	422,900	440,400	
	75	280,600	300,100	323,500	369,500	410,700	423,200	440,700	
	76	281,800	301,600	325,200	370,800	411,200	423,500	441,000	
	77	283,000	302,600	327,000	372,100	411,700	423,700	441,200	
	78	284,200	304,100	328,700	373,300	412,200	424,000	441,500	
	79	285,400	305,300	330,300	374,500	412,800	424,300	441,800	
	80	286,400	306,900	331,900	375,700	413,300	424,600	442,100	
	81	287,500	308,200	333,600	377,000	413,700	424,800	442,300	
	82	288,700	309,600	335,400	378,200	414,300	425,100	442,600	
	83	290,000	310,800	337,000	379,300	414,800	425,400	442,900	
	84	291,400	312,200	338,700	380,500	415,000	425,600	443,200	
	85	292,600	313,200	340,100	381,600	415,300	425,800	443,400	
	86	293,800	314,700	341,600	382,200	415,800	426,100		
	87	294,700	316,000	343,100	382,700	416,100	426,400		
	88	295,900	317,500	344,600	383,300	416,400	426,600		
	89	296,900	319,000	345,900	383,900	416,700	426,800		
	90	298,100	320,600	347,100	384,500	417,100	427,100		
	91	299,200	322,000	348,500	385,100	417,500	427,400		
	92	300,400	323,500	349,800	385,700	417,900	427,600		
	93	301,000	324,800	351,200	386,000	418,200	427,800		
	94	302,300	326,100	352,700	386,500	418,600			
	95	303,400	327,500	354,200	387,100	419,000			
	96	304,700	328,800	355,700	387,600	419,400			
	97	305,900	330,000	357,000	388,000	419,700			
	98	307,100	331,300	358,200	388,400	420,100			
	99	308,300	332,600	359,300	389,000	420,500			
	100	309,500	334,000	360,500	389,500	420,900			

再任職員以外の職員

101	310,700	335,400	361,600	389,900	421,200					
102	311,700	336,300	362,800	390,400						
103	312,800	337,400	363,900	391,100						
104	313,800	338,600	365,100	391,600						
105	314,600	339,700	366,300	391,900						
106	315,200	340,800	366,800	392,300						
107	315,800	341,800	367,400	392,800						
108	316,500	342,900	368,000	393,100						
109	317,000	344,100	368,600	393,400						
110	317,500	345,100	369,100	393,900						
111	318,000	346,100	369,600	394,400						
112	318,600	347,000	370,100	394,900						
113	319,400	347,900	370,500	395,200						
114	320,200	348,900	370,900	395,700						
115	320,900	349,900	371,500	396,200						
116	321,600	350,900	372,000	396,700						
117	322,200	351,900	372,400	397,000						
118	323,000	352,400	372,900	397,500						
119	323,700	353,000	373,500	398,000						
120	324,500	353,600	374,000	398,500						
121	325,100	353,900	374,100	398,900						
122	325,400	354,300	374,700	399,400						
123	325,900	354,800	375,200	399,800						
124	326,400	355,200	375,600	400,300						
125	326,700	355,600	376,100	400,700						
126		356,000	376,700	401,200						
127		356,500	377,200	401,600						
128		356,900	377,700	402,100						
129		357,300	378,000	402,500						
130		357,700	378,500							
131		358,100	379,000							
132		358,500	379,500							
133		358,700	379,800							
134		359,200	380,300							
135		359,600	380,700							
136		359,900	381,100							
137		360,200	381,400							
138		360,600	381,900							
139		361,100	382,400							
140		361,600	382,900							
141		361,900	383,200							
142		362,500								
143		363,000								
144		363,500								
145		363,800								
再任用職員	242,800	254,600	258,700	290,200	306,900	321,100	344,800	380,200	412,000	

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	157,400	202,000	263,000	331,500	419,500
	2	158,900	203,700	265,500	333,700	421,300
	3	160,400	205,400	267,800	336,100	423,100
	4	161,900	207,200	270,100	338,200	424,800
	5	163,700	209,000	272,700	340,500	426,300
	6	165,600	210,700	275,100	342,700	427,800
	7	167,400	212,400	277,400	345,000	429,700
	8	169,200	214,000	279,600	347,300	431,600
	9	171,000	215,800	281,900	349,200	433,500
	10	173,100	217,700	284,200	351,300	435,300
	11	175,100	219,600	286,600	353,400	437,200
	12	177,100	221,600	288,800	355,500	439,000
	13	179,200	223,300	291,300	357,600	440,700
	14	181,400	225,300	293,400	359,600	442,600
	15	183,600	227,300	295,300	361,600	444,400
	16	185,800	229,300	297,300	363,700	446,300
	17	188,100	231,200	299,400	365,500	448,100
	18	190,700	233,900	301,900	367,400	449,900
	19	193,300	236,700	304,400	369,200	451,700
	20	195,800	239,400	307,200	371,200	453,500
	21	198,300	242,000	309,500	372,800	455,100
	22	200,000	244,800	312,100	374,700	456,800
	23	201,700	247,400	314,400	376,700	458,700
	24	203,400	250,200	317,100	378,600	460,400
	25	204,900	252,700	319,800	379,900	462,200
	26	206,700	255,200	322,100	381,700	463,800
	27	208,400	257,700	324,500	383,500	465,400
	28	210,000	260,000	326,700	385,400	466,900
	29	211,500	262,700	329,000	387,300	468,400
	30	213,200	265,200	331,000	389,200	469,700
	31	214,900	267,400	333,200	391,200	471,000
	32	216,600	269,600	335,500	393,200	472,300
	33	218,200	271,700	337,400	394,900	473,500
	34	220,000	273,900	339,500	396,600	474,200
	35	221,900	276,100	341,600	398,200	474,900
	36	223,700	278,200	343,700	400,000	475,600
	37	225,300	280,500	345,800	401,200	476,300
	38	227,100	282,500	347,900	402,700	
	39	228,900	284,400	350,200	404,100	
	40	230,700	286,400	352,300	405,600	
	41	232,400	288,200	354,300	407,300	
	42	234,100	290,600	356,400	408,700	
	43	235,800	293,000	358,300	410,000	
	44	237,400	295,500	360,400	411,500	

	45	238,900	297,600	362,300	413,100
	46	240,300	300,100	364,300	414,400
	47	241,600	302,400	366,300	415,900
	48	242,800	305,100	368,300	417,500
	49	244,300	307,600	369,900	419,300
	50	245,800	310,000	371,700	420,700
	51	247,000	312,500	373,600	422,300
	52	248,500	314,800	375,600	423,800
	53	249,800	317,100	377,600	425,500
	54	251,000	319,300	379,400	427,000
	55	252,400	321,500	381,200	428,600
	56	253,500	323,700	382,900	430,200
	57	254,800	325,800	384,400	431,700
	58	255,900	327,900	386,000	433,300
	59	257,000	330,000	387,700	434,500
	60	258,200	332,000	389,400	435,700
	61	259,500	334,200	390,700	436,900
	62	260,800	336,300	392,100	438,200
	63	262,200	338,500	393,500	439,500
	64	263,400	340,700	394,800	440,700
	65	264,700	342,500	396,200	441,900
	66	266,200	344,700	397,400	443,100
	67	267,700	346,700	398,800	444,300
	68	269,400	349,000	400,200	445,500
	69	270,900	350,800	401,500	446,700
	70	272,300	352,700	402,800	448,000
	71	273,700	354,800	404,200	449,200
	72	275,100	356,800	405,600	450,400
	73	276,200	358,400	406,900	451,500
	74	277,700	360,300	408,300	452,100
	75	279,100	362,100	409,700	452,600
	76	280,300	364,100	411,000	453,100
	77	281,600	366,000	412,200	453,600
	78	282,800	367,700	413,400	454,200
	79	284,000	369,400	414,700	454,700
	80	285,200	371,000	416,100	455,200
	81	286,300	372,500	417,400	455,700
	82	287,500	374,000	418,600	456,300
	83	288,700	375,500	419,700	456,800
	84	289,900	377,000	420,900	457,300
	85	291,000	378,100	422,100	457,800
	86	292,200	379,500	423,300	
	87	293,200	380,900	424,500	
	88	294,400	382,200	425,500	
	89	295,500	383,500	426,600	
	90	296,600	384,800	427,600	
	91	297,800	386,000	428,600	
	92	299,000	387,300	429,600	

再任職員以外の職員

93	299,600	388,600	430,500
94	300,600	389,700	431,300
95	301,700	391,100	432,100
96	302,900	392,300	432,900
97	303,900	393,700	433,800
98	305,000	394,700	434,200
99	306,100	395,800	434,600
100	307,200	396,800	435,000
101	308,100	397,700	435,400
102	309,200	398,700	435,700
103	310,300	399,800	436,000
104	311,300	400,900	436,300
105	311,900	401,600	436,600
106	312,800	402,500	436,900
107	313,600	403,400	437,200
108	314,400	404,300	437,400
109	315,300	405,200	437,600
110	315,700	406,100	
111	316,100	406,900	
112	316,600	407,700	
113	317,200	408,300	
114	317,600	409,000	
115	318,100	409,700	
116	318,600	410,400	
117	319,200	411,000	
118	319,800	411,500	
119	320,200	411,900	
120	320,700	412,300	
121	321,200	412,700	
122	321,600	413,000	
123	322,100	413,300	
124	322,600	413,500	
125	323,200	413,700	
126	323,500	414,000	
127	323,800	414,300	
128	324,100	414,500	
129	324,300	414,700	
130	324,600	415,000	
131	324,900	415,300	
132	325,200	415,500	
133	325,400	415,700	
134	325,600	416,000	
135	325,800	416,300	
136	326,100	416,500	
137	326,400	416,700	
138	326,600	417,000	
139	326,900	417,300	
140	327,200	417,500	

	141	327,400	417,700			
	142	327,600	418,000			
	143	327,900	418,300			
	144	328,100	418,500			
	145	328,400	418,700			
	146	328,600	419,000			
	147	328,900	419,300			
	148	329,200	419,500			
	149	329,400	419,700			
	150	329,600				
	151	329,900				
	152	330,200				
	153	330,400				
再任用職員		235,300	275,800	304,700	333,000	417,700

備考（一） この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,400	173,400	263,000	292,200	409,200
	2	158,900	175,500	265,500	294,800	410,700
	3	160,400	177,700	267,800	297,700	412,200
	4	161,900	179,900	270,100	300,200	413,700
	5	163,700	181,900	272,700	302,700	415,100
	6	165,600	184,100	275,100	305,100	416,500
	7	167,400	186,300	277,400	307,500	418,000
	8	169,200	188,500	279,600	309,900	419,700
	9	171,000	190,800	281,900	312,300	421,100
	10	173,100	193,700	284,200	314,900	422,500
	11	175,100	196,400	286,600	317,600	423,900
	12	177,100	199,100	288,800	320,600	425,200
	13	179,200	202,000	291,300	323,100	426,500
	14	181,400	203,700	293,400	325,100	427,900
	15	183,600	205,400	295,300	327,100	429,300
	16	185,800	207,200	297,300	329,400	430,700
	17	188,100	209,000	299,400	331,500	431,900
	18	190,700	210,700	301,900	333,700	433,300
	19	193,300	212,400	304,400	336,100	434,500
	20	195,800	214,000	307,200	338,200	435,800
	21	198,300	215,800	309,500	340,500	436,900
	22	200,000	217,700	312,100	342,700	438,100
	23	201,700	219,600	314,400	345,000	439,400
	24	203,400	221,600	317,100	347,300	440,700
	25	204,900	223,300	319,800	349,200	442,000
	26	206,600	225,300	322,100	351,000	443,200
	27	208,200	227,300	324,500	352,900	444,200
	28	209,700	229,300	326,700	354,800	445,300
	29	211,400	231,200	329,000	356,600	446,500
	30	213,100	233,900	331,000	358,400	447,300
	31	214,800	236,700	333,200	360,100	448,200
	32	216,500	239,400	335,500	362,000	449,100
	33	218,000	242,000	337,400	363,600	450,000
	34	219,700	244,800	339,500	365,300	450,500
	35	221,500	247,400	341,600	366,800	451,000
	36	223,200	250,200	343,600	368,600	451,500
	37	224,700	252,700	345,600	370,500	452,000
	38	226,400	255,200	347,500	372,000	452,500
	39	228,100	257,700	349,600	373,400	453,000
	40	229,800	260,000	351,500	375,000	453,500
	41	231,400	262,700	353,200	376,100	454,000
	42	233,100	265,200	355,000	377,600	
	43	234,800	267,400	356,600	379,000	
	44	236,400	269,600	358,300	380,500	

	45	238,100	271,700	360,100	382,000
	46	239,600	273,900	361,800	383,600
	47	240,900	276,100	363,300	385,200
	48	242,300	278,200	364,900	386,700
	49	243,700	280,500	366,100	388,100
	50	245,100	282,500	367,600	389,600
	51	246,600	284,400	369,200	391,200
	52	247,800	286,400	370,800	392,600
	53	249,000	288,200	372,300	393,800
	54	250,400	290,600	373,800	395,100
	55	251,600	293,000	375,300	396,200
	56	252,800	295,500	376,900	397,300
	57	254,000	297,600	378,400	398,700
	58	255,200	300,100	379,800	399,900
	59	256,300	302,400	381,200	401,100
	60	257,500	305,100	382,500	402,400
	61	258,900	307,600	383,400	403,600
	62	260,100	310,000	384,600	404,600
	63	261,300	312,500	385,800	406,100
	64	262,200	314,800	386,900	407,400
	65	263,300	317,100	387,800	408,600
	66	264,700	319,300	389,000	409,700
	67	266,100	321,500	390,000	410,900
	68	267,600	323,700	391,200	412,000
	69	269,200	325,800	392,400	413,000
	70	270,700	327,900	393,400	414,200
	71	272,200	330,100	394,500	415,400
	72	273,600	332,100	395,700	416,600
	73	274,600	334,300	396,700	417,200
	74	275,800	336,400	397,800	418,000
	75	277,200	338,600	398,900	418,700
	76	278,400	340,800	400,000	419,300
	77	279,700	342,500	400,900	419,600
	78	280,800	344,400	401,800	420,000
	79	282,000	346,100	402,800	420,400
再任職員以外の職員	80	283,200	347,900	403,800	420,800
	81	284,400	349,800	404,600	421,100
	82	285,300	351,600	405,500	421,500
	83	286,500	353,100	406,200	421,900
	84	287,700	354,900	407,000	422,200
	85	288,700	356,100	407,700	422,500
	86	289,600	357,700	408,500	422,900
	87	290,300	359,200	409,200	423,300
	88	291,400	360,700	409,900	423,600
	89	292,400	362,100	410,500	423,900
	90	293,300	363,500	411,200	424,200
	91	294,200	364,900	411,700	424,500
	92	295,100	366,300	412,400	424,700

93	295,400	367,800	412,800	424,900
94	296,100	369,100	413,200	425,200
95	296,800	370,400	413,500	425,500
96	297,600	371,600	413,800	425,700
97	298,400	372,600	414,100	425,900
98	299,200	373,600	414,400	426,200
99	300,000	374,600	414,700	426,500
100	300,700	375,600	414,900	426,700
101	301,600	376,600	415,100	426,900
102	302,100	377,600	415,400	
103	302,600	378,600	415,700	
104	303,100	379,600	415,900	
105	303,300	380,400	416,100	
106	303,700	381,300	416,400	
107	304,000	382,200	416,700	
108	304,200	383,200	416,900	
109	304,400	384,000	417,100	
110	304,600	385,000	417,400	
111	304,900	386,000	417,700	
112	305,200	387,000	417,900	
113	305,500	387,600	418,100	
114	305,700	388,500	418,400	
115	305,900	389,400	418,700	
116	306,200	390,300	418,900	
117	306,500	391,200	419,200	
118	306,800	391,900		
119	307,100	392,700		
120	307,400	393,500		
121	307,500	394,100		
122	307,700	394,900		
123	308,000	395,600		
124	308,300	396,300		
125	308,500	396,900		
126		397,600		
127		398,100		
128		398,700		
129		399,400		
130		400,000		
131		400,500		
132		401,000		
133		401,300		
134		401,600		
135		401,900		
136		402,200		
137		402,500		
138		402,800		
139		403,100		
140		403,400		

	141		403,700			
	142		404,000			
	143		404,300			
	144		404,600			
	145		404,900			
	146		405,200			
	147		405,500			
	148		405,700			
	149		405,900			
	150		406,200			
	151		406,500			
	152		406,700			
	153		406,900			
	154		407,200			
	155		407,500			
	156		407,700			
	157		407,900			
	158		408,200			
	159		408,500			
	160		408,700			
	161		408,900			
再任用職員		226,400	272,600	299,800	326,300	407,700

備考（一） この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	143,800	193,900	281,100	332,800	391,000
	2	144,900	196,500	283,500	335,100	393,900
	3	146,100	198,900	285,900	337,300	396,600
	4	147,200	201,300	288,300	339,300	399,400
	5	148,300	203,800	290,600	341,200	401,500
	6	149,700	206,200	292,900	343,300	404,200
	7	151,000	208,500	294,900	345,400	407,000
	8	152,300	210,700	296,900	347,400	409,700
	9	153,400	212,800	299,000	349,300	412,300
	10	155,100	215,100	301,600	351,300	414,900
	11	156,700	217,600	304,200	353,400	417,600
	12	158,300	219,900	307,100	355,300	420,500
	13	159,800	222,200	309,300	357,300	423,100
	14	161,700	224,600	311,900	359,200	425,800
	15	163,700	227,000	314,400	361,000	428,600
	16	165,700	229,400	317,200	363,000	431,300
	17	167,500	231,700	319,900	364,900	433,900
	18	169,700	234,600	322,100	366,800	436,500
	19	171,900	237,500	324,300	368,500	439,000
	20	174,000	240,400	326,400	370,500	441,600
	21	176,200	242,900	328,700	372,000	444,100
	22	178,700	245,600	330,700	374,000	446,700
	23	181,000	248,100	332,700	375,800	449,400
	24	183,300	250,900	334,800	377,800	451,900
	25	185,400	253,600	336,800	379,200	454,100
	26	187,600	256,000	338,700	380,900	456,400
	27	189,700	258,300	340,500	382,800	458,900
	28	191,900	260,500	342,300	384,700	461,400
	29	194,000	263,300	344,200	386,500	464,000
	30	195,700	265,500	345,900	388,400	466,500
	31	197,500	267,400	347,400	390,300	469,000
	32	199,200	269,500	349,200	392,300	471,500
	33	201,000	271,300	350,600	393,900	473,800
	34	202,900	273,300	352,000	395,700	476,300
	35	204,800	275,400	353,300	397,300	478,700
	36	206,800	277,400	354,800	399,100	481,200
	37	208,500	279,300	356,000	400,300	483,600
	38	210,400	280,800	357,400	401,800	486,100
	39	212,300	282,000	358,700	403,200	488,500
	40	214,200	283,500	360,100	404,600	491,100
	41	216,100	284,900	360,800	406,100	493,400
	42	218,000	285,900	361,900	407,400	495,600
	43	219,900	286,900	363,200	408,900	497,800
	44	221,900	287,900	364,300	410,500	500,000

再任職員以外の職員	45	223,600	288,600	365,500	411,900	501,700
	46	225,500	289,800	366,700	413,100	503,200
	47	227,300	291,000	368,000	414,700	504,900
	48	229,100	292,300	369,100	416,300	506,400
	49	230,800	293,700	370,200	417,600	508,100
	50	232,600	295,000	371,500	419,100	509,500
	51	234,300	296,100	372,800	420,600	510,900
	52	236,100	297,200	374,100	422,000	512,400
	53	237,600	298,400	374,800	423,400	513,500
	54	239,400	299,600	375,800	424,800	514,700
	55	241,100	300,900	376,800	426,200	515,900
	56	242,700	302,000	377,800	427,600	517,100
	57	244,000	303,000	378,600	428,700	518,000
	58	245,200	304,100	379,400	430,000	519,100
	59	246,200	305,300	380,100	431,400	520,100
	60	247,300	306,500	380,800	432,700	521,100
	61	248,400	307,400	381,400	433,600	522,200
	62	249,600	308,500	382,100	434,500	523,100
	63	250,500	309,600	383,000	435,500	523,800
	64	251,600	310,700	383,900	436,400	524,500
	65	252,800	311,600	384,500	437,300	525,300
	66	253,900	312,700	385,300	438,100	526,100
	67	255,000	313,600	386,100	438,700	526,900
	68	255,900	314,600	386,900	439,500	527,700
	69	256,800	315,600	387,500	439,900	528,400
	70	258,200	316,600	388,200	440,500	529,200
	71	259,700	317,700	388,900	441,000	530,000
	72	261,100	318,800	389,600	441,500	530,800
	73	262,500	319,400	390,300	442,000	531,500
	74	264,000	320,500	391,000		
	75	265,400	321,600	391,600		
	76	266,500	322,700	392,300		
	77	267,600	323,800	393,000		
	78	268,800	324,800	393,600		
	79	270,100	325,700	394,200		
	80	271,200	326,600	394,800		
	81	272,500	327,700	395,400		
	82	273,800	328,500	396,000		
	83	275,100	329,200	396,600		
	84	276,300	330,000	397,200		
	85	277,500	330,500	397,700		
	86	278,600	331,000	398,200		
	87	279,900	331,500	398,700		
	88	281,100	332,000	399,400		
	89	282,000	332,300	399,800		
	90	283,200	332,800	400,300		
	91	284,200	333,300	400,800		
	92	285,400	333,900	401,500		

	93	286,300	334,200	401,900		
	94	287,300	334,600	402,400		
	95	288,300	335,100	402,900		
	96	289,300	335,600	403,600		
	97	289,700	336,100	404,000		
	98	290,600	336,600			
	99	291,400	337,100			
	100	292,300	337,600			
	101	293,200	338,100			
	102	293,900	338,600			
	103	294,600	339,100			
	104	295,300	339,600			
	105	296,000	340,100			
	106	296,500	340,500			
	107	297,000	341,000			
	108	297,500	341,400			
	109	297,700	341,900			
	110	298,100	342,300			
	111	298,400	342,800			
	112	298,700	343,200			
	113	299,000	343,700			
	114	299,300	344,100			
	115	299,600	344,600			
	116	299,900	345,000			
	117	300,200	345,500			
	118	300,600	345,900			
	119	300,900	346,300			
	120	301,300	346,700			
	121	301,600	347,100			
再任用職員		218,600	260,100	285,100	327,800	386,700

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	248,100	334,200	399,500	474,400
	2	250,700	337,200	402,400	476,800
	3	253,200	340,100	405,400	479,000
	4	255,700	343,100	408,200	481,300
	5	258,000	345,800	410,900	483,600
	6	261,800	349,200	413,600	485,800
	7	265,700	352,300	416,400	488,000
	8	269,500	355,400	419,200	490,300
	9	273,100	358,200	421,600	492,300
	10	277,200	361,100	424,300	494,400
	11	281,200	364,300	426,900	496,500
	12	285,200	367,500	429,600	498,600
	13	289,000	370,500	432,000	500,700
	14	293,100	374,100	434,600	502,800
	15	297,000	377,400	437,000	505,000
	16	300,900	381,100	439,500	507,100
	17	304,700	384,700	441,600	509,200
	18	308,400	387,400	444,000	511,200
	19	311,900	390,200	446,300	513,200
	20	315,500	393,000	448,800	515,200
	21	319,100	395,900	450,400	517,000
	22	322,900	398,500	452,800	518,900
	23	326,400	401,100	455,200	520,800
	24	329,900	403,500	457,500	522,700
	25	333,400	405,800	459,500	524,400
	26	336,300	408,100	461,900	526,200
	27	338,900	410,300	464,100	528,000
	28	341,500	412,600	466,400	529,800
	29	344,300	414,900	468,600	531,500
	30	346,400	417,000	470,900	533,400
	31	348,700	419,100	473,200	535,200
	32	351,100	421,200	475,400	537,000
	33	353,400	423,200	477,500	538,600
	34	355,800	425,100	479,600	540,400
	35	358,000	426,900	481,700	542,100
	36	360,500	428,900	483,800	543,900
	37	363,000	430,800	485,900	545,500
	38	365,400	432,800	487,700	547,200
	39	367,800	434,900	489,500	548,600
	40	370,000	436,900	491,400	550,200

再任 用職 員以 外の 職員	41	372,300	438,700	493,100	551,700
	42	373,700	440,500	494,900	553,100
	43	375,200	442,200	496,700	554,500
	44	376,700	444,000	498,500	555,800
	45	378,000	445,900	500,100	557,000
	46	379,400	447,800	501,800	558,000
	47	380,900	449,600	503,600	559,000
	48	382,400	451,300	505,500	560,000
	49	383,600	453,100	507,100	561,000
	50	384,600	454,800	508,400	562,000
	51	385,600	456,600	509,700	562,900
	52	386,500	458,400	511,000	563,800
	53	387,400	460,300	512,100	564,600
	54	388,300	461,500	513,400	565,500
	55	389,000	462,800	514,700	566,400
	56	389,900	464,000	516,000	567,300
	57	390,800	465,200	517,000	568,200
	58	391,700	466,200	517,800	569,100
	59	392,500	467,200	518,700	570,000
	60	393,300	468,200	519,500	570,700
	61	393,900	469,000	520,400	571,600
	62	394,400	469,700	521,200	572,500
	63	394,800	470,400	522,100	573,400
	64	395,300	471,100	522,900	574,300
	65	395,600	471,800	523,800	575,200
	66		472,500	524,700	
	67		473,200	525,400	
	68		473,900	526,300	
	69		474,200	527,200	
	70		474,900	528,000	
	71		475,600	528,900	
	72		476,400	529,800	
	73		476,800	530,600	
	74		477,400	531,500	
	75		478,100	532,400	
	76		478,800	533,200	
	77		479,200	534,000	
	78		479,800	534,900	
79		480,400	535,800		
80		480,900	536,700		
81		481,500	537,500		
82		482,000	538,400		
83		482,500	539,300		
84		483,000	540,200		
85		483,400	541,000		
86		484,000	541,900		
87		484,400	542,800		
88		484,900	543,700		

	89		485,400	544,500	
	90		486,000		
	91		486,600		
	92		487,000		
	93		487,500		
	94		488,100		
	95		488,700		
	96		489,300		
	97		489,800		
再任用職員		297,900	340,600	395,400	468,900

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	148,500	186,700	222,500	248,800	281,000	320,800	364,900
	2	150,000	188,300	224,100	250,100	283,000	323,000	367,500
	3	151,400	189,900	225,700	251,300	285,200	325,300	370,000
	4	152,800	191,500	227,300	252,700	287,300	327,500	372,600
	5	154,000	193,100	228,700	253,900	289,500	329,700	374,500
	6	155,800	194,700	230,300	255,100	291,700	331,700	377,100
	7	157,500	196,300	231,800	256,300	293,800	334,000	379,400
	8	159,200	197,800	233,400	257,400	295,900	336,200	381,900
	9	160,900	199,400	234,700	258,700	297,900	338,200	384,400
	10	162,600	201,100	236,200	259,700	300,100	340,400	387,100
	11	164,400	202,700	237,600	260,700	302,200	342,400	389,700
	12	166,200	204,400	238,800	261,700	304,400	344,600	392,500
	13	167,700	206,100	240,500	263,100	306,600	346,400	394,900
	14	169,600	207,700	241,900	264,600	308,500	348,500	397,200
	15	171,600	209,300	243,100	266,200	310,600	350,600	399,400
	16	173,500	210,900	244,500	267,600	312,600	352,600	401,800
	17	175,400	212,400	245,500	269,100	314,700	354,300	403,600
	18	177,300	214,000	246,700	270,900	316,700	356,300	405,700
	19	179,200	215,700	247,900	272,700	318,800	358,100	407,600
	20	181,100	217,400	249,200	274,500	321,000	360,000	409,400
	21	183,000	218,700	250,600	276,300	322,800	362,000	411,300
	22	184,500	220,300	251,600	278,200	324,800	364,000	413,100
	23	186,000	221,700	252,600	280,000	326,600	366,000	414,900
	24	187,500	223,200	253,700	281,700	328,600	367,900	416,800
	25	189,100	224,600	254,900	283,500	330,400	369,900	418,600
	26	190,600	226,000	256,300	285,400	332,300	371,800	420,200
	27	192,200	227,300	257,700	287,300	334,400	373,800	421,700
	28	193,600	228,600	259,200	289,100	336,400	375,800	423,300
	29	195,100	230,000	260,600	291,000	337,800	377,400	424,900
	30	196,400	231,400	262,300	292,900	339,600	379,200	426,200
	31	197,700	232,900	264,100	294,700	341,300	381,000	427,500
	32	199,000	234,300	265,700	296,600	343,100	382,600	428,700
	33	200,400	235,600	267,200	298,300	344,800	384,400	429,900
	34	201,800	236,900	269,000	300,000	346,600	385,800	431,200
	35	203,200	237,900	270,700	301,800	348,600	387,300	432,500
	36	204,600	239,200	272,400	303,600	350,400	388,900	433,800
	37	205,700	240,600	273,900	305,000	352,200	390,300	435,000
	38	207,100	241,900	275,600	306,800	353,900	391,600	435,800
	39	208,400	243,000	277,400	308,300	355,500	392,800	436,600
	40	209,700	244,300	279,000	309,900	357,200	393,900	437,400
	41	210,900	245,600	280,600	311,600	358,400	395,000	438,000
	42	212,100	246,800	282,200	313,300	359,500	396,200	438,700
	43	213,300	248,000	283,900	314,900	360,700	397,400	439,400
	44	214,500	249,200	285,600	316,600	361,900	398,500	440,100

再任 用職 員以 外の 職員	45	215,700	250,300	287,100	317,600	363,200	399,200	440,900
	46	216,800	251,700	288,800	319,000	364,000	399,900	441,700
	47	217,800	253,200	290,500	320,600	365,200	400,600	442,100
	48	218,900	254,600	292,200	322,200	366,300	401,300	442,800
	49	219,900	256,200	293,500	323,600	367,300	401,900	443,300
	50	221,000	257,600	295,100	324,900	368,300	402,500	443,700
	51	221,900	259,000	296,400	326,100	369,300	403,000	444,100
	52	222,900	260,300	298,000	327,400	370,300	403,400	444,500
	53	223,400	261,400	299,300	328,500	371,100	403,800	444,900
	54	224,300	262,900	300,800	329,500	371,900	404,100	445,300
	55	225,000	264,300	302,200	330,600	372,800	404,400	445,700
	56	226,000	265,600	303,700	331,600	373,700	404,700	446,000
	57	226,700	266,500	304,800	332,100	374,200	405,100	446,300
	58	227,600	267,800	306,100	333,000	375,000	405,400	446,700
	59	228,300	269,100	307,300	333,900	375,800	405,700	447,000
	60	229,100	270,400	308,700	334,800	376,700	406,000	447,300
	61	230,000	271,300	310,000	335,600	377,100	406,300	447,700
	62	230,800	272,500	311,200	335,900	377,800	406,600	
	63	231,700	273,800	312,500	336,500	378,500	406,900	
	64	232,800	275,100	313,700	337,200	379,200	407,200	
	65	233,400	276,000	315,100	337,800	379,600	407,500	
	66	234,200	277,200	315,900	338,500	380,200	407,800	
	67	235,100	278,100	316,700	339,200	380,900	408,100	
	68	235,900	279,200	317,500	339,900	381,500	408,400	
	69	236,600	280,200	318,100	340,600	381,900	408,600	
	70	237,300	281,200	318,800	341,100	382,400	408,900	
	71	238,000	282,300	319,500	341,700	382,900	409,200	
	72	238,600	283,400	320,200	342,300	383,400	409,500	
	73	239,300	284,100	320,900	342,600	384,000	409,700	
	74	240,100	284,800	321,100	343,200	384,500	410,000	
	75	240,900	285,300	321,700	343,700	385,100	410,300	
	76	241,600	286,100	322,300	344,300	385,700	410,500	
77	242,100	286,900	322,900	344,800	386,200	410,700		
78	242,700	287,500	323,400	345,300	386,700	411,000		
79	243,300	288,100	323,900	345,800	387,200	411,300		
80	243,900	288,700	324,400	346,200	387,700	411,500		
81	244,200	289,400	325,000	346,500	388,000	411,700		
82	244,600	289,900	325,500	346,800	388,500	412,000		
83	245,000	290,300	325,900	347,200	388,900	412,300		
84	245,400	290,700	326,400	347,500	389,300	412,500		
85	245,700	290,900	326,900	348,100	389,700	412,700		
86		291,100	327,300	348,400	390,200			
87		291,400	327,500	348,700	390,600			
88		291,600	327,900	349,000	391,000			
89		292,000	328,300	349,400	391,400			
90		292,200	328,700	349,700	391,900			
91		292,400	329,100	350,100	392,300			
92		292,600	329,500	350,400	392,700			

	93		293,000	329,800	350,800	393,100		
	94		293,200	330,000	351,100			
	95		293,400	330,400	351,400			
	96		293,700	330,700	351,700			
	97		294,100	330,900	352,000			
	98		294,400	331,200	352,400			
	99		294,600	331,500	352,800			
	100		294,900	331,800	353,200			
	101		295,200	332,000	353,700			
	102		295,400	332,300	354,100			
	103		295,600	332,700	354,500			
	104		295,900	332,900	354,900			
	105		296,200	333,000	355,400			
	106			333,300				
	107			333,700				
	108			334,000				
	109			334,200				
	110			334,600				
	111			335,000				
	112			335,400				
	113			335,600				
再任用職員		189,600	216,400	244,800	258,300	283,700	316,900	358,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,400	190,100	238,900	261,800	287,000	331,800
	2	163,900	192,300	240,700	262,900	288,800	334,000
	3	165,400	194,400	242,500	263,800	290,600	336,000
	4	166,800	196,400	244,300	264,900	292,600	338,200
	5	168,300	198,500	245,700	265,600	294,400	340,200
	6	169,800	200,800	247,000	266,600	296,200	342,300
	7	171,300	203,100	248,200	267,400	298,100	344,500
	8	172,800	205,400	249,600	268,400	299,900	346,600
	9	174,100	207,900	250,600	269,500	301,800	348,200
	10	175,800	209,300	251,700	270,300	303,700	350,200
	11	177,400	210,700	252,600	271,400	305,600	352,100
	12	179,000	212,000	253,500	272,600	307,500	354,100
	13	180,500	213,400	254,800	273,900	309,100	356,100
	14	182,500	214,900	255,900	275,200	310,700	358,200
	15	184,500	216,400	256,700	276,400	312,500	360,300
	16	186,500	217,600	257,700	277,900	314,300	362,400
	17	188,700	219,000	258,400	279,200	316,100	364,400
	18	190,800	220,600	259,300	280,600	317,700	366,400
	19	193,000	222,100	260,300	281,800	319,400	368,500
	20	195,100	223,600	261,200	283,200	321,200	370,600
	21	197,200	225,000	262,100	284,800	322,600	372,300
	22	199,400	226,700	263,200	286,400	324,100	374,400
	23	201,600	228,400	264,100	287,900	325,600	376,600
	24	203,800	230,100	265,100	289,300	327,100	378,600
	25	205,800	231,500	266,300	290,600	328,600	380,600
	26	207,200	233,200	267,600	292,500	330,000	382,200
	27	208,500	235,000	268,800	294,300	331,500	384,100
	28	209,800	236,700	270,000	296,000	333,100	386,000
	29	211,000	238,300	271,200	297,500	334,400	387,800
	30	212,200	239,700	272,700	299,100	335,900	389,500
	31	213,500	241,000	274,300	300,700	337,300	391,500
	32	214,700	242,100	275,700	302,400	338,800	393,300
	33	216,000	243,300	277,400	303,800	340,400	395,000
	34	217,300	244,400	278,900	305,300	341,900	396,700
	35	218,600	245,300	280,200	307,000	343,500	398,500
	36	219,900	246,400	281,500	308,600	345,000	400,200
	37	221,400	247,500	283,100	310,000	346,700	401,800
	38	222,800	248,700	284,500	311,400	348,400	403,500
	39	224,100	249,600	286,000	312,800	349,900	405,400
	40	225,500	250,700	287,400	314,400	351,500	407,200
	41	226,500	251,300	288,900	315,900	352,700	408,700
	42	227,900	252,200	290,400	317,300	354,200	410,200
	43	229,300	253,100	292,000	318,700	355,700	411,700
	44	230,700	254,000	293,600	320,300	357,100	413,000

	45	231,900	254,800	294,900	321,200	358,700	414,100
	46	233,300	255,800	296,300	322,600	359,700	415,200
	47	234,700	256,700	297,800	324,000	361,200	416,300
	48	236,000	257,700	299,300	325,500	362,600	417,500
	49	237,000	258,700	300,500	326,600	364,000	418,800
	50	238,100	259,900	301,800	328,000	365,400	420,000
	51	239,100	261,100	303,000	329,300	366,700	421,200
	52	240,200	262,300	304,400	330,600	368,100	422,300
	53	241,300	263,500	305,900	332,000	369,600	423,500
	54	242,400	265,000	307,200	333,400	370,800	424,500
	55	243,400	266,400	308,600	334,900	371,900	425,600
	56	244,400	267,800	310,000	336,200	373,100	426,700
	57	245,200	269,400	310,900	337,100	374,200	427,800
	58	246,200	271,000	312,100	338,400	375,100	428,300
	59	246,900	272,500	313,300	339,600	376,100	428,900
	60	247,900	274,000	314,700	340,900	377,200	429,300
	61	248,900	275,400	315,800	342,000	377,800	429,900
	62	249,900	276,900	317,100	342,900	378,600	430,400
	63	250,700	278,500	318,400	344,100	379,400	430,800
	64	251,700	279,800	319,700	345,400	380,200	431,300
	65	252,600	281,300	321,000	346,500	380,900	431,900
	66	253,600	282,800	322,300	347,700	381,600	432,300
	67	254,700	284,300	323,600	349,000	382,400	432,600
	68	255,600	285,800	324,900	350,100	383,100	432,900
	69	256,400	286,900	325,600	351,100	383,700	433,400
	70	257,500	288,400	326,700	352,100	384,300	
	71	258,600	289,900	327,800	353,200	385,000	
	72	259,800	291,400	328,700	354,300	385,600	
	73	261,200	292,500	330,000	355,100	386,300	
	74	262,500	293,900	330,700	356,200	386,800	
	75	263,900	295,100	331,800	357,300	387,400	
	76	265,100	296,400	333,000	358,400	387,900	
	77	266,100	297,800	334,200	359,100	388,300	
	78	267,200	299,100	335,400	359,900	388,900	
	79	268,500	300,300	336,500	360,700	389,400	
	80	269,700	301,600	337,700	361,400	389,700	
	81	270,700	302,200	338,800	362,000	390,000	
	82	271,700	303,400	339,900	362,600	390,500	
	83	272,800	304,500	340,900	363,200	391,000	
	84	273,900	305,800	342,000	363,700	391,300	
	85	274,700	306,900	342,900	364,300	391,600	
	86	275,600	308,100	343,900	364,800	392,100	
	87	276,700	309,300	344,800	365,400	392,600	
	88	277,900	310,400	345,800	365,900	393,000	
	89	278,800	311,700	346,800	366,300	393,300	
	90	279,700	312,900	347,600	366,700	393,700	
	91	280,500	314,100	348,500	367,300	394,200	
	92	281,500	315,300	349,300	367,800	394,600	

再任
用職
員以
外の
職員

93	282,400	316,100	349,900	368,100	395,000
94	283,400	316,800	350,500	368,600	395,400
95	284,300	317,500	351,200	369,000	395,900
96	285,300	318,100	351,800	369,300	396,300
97	286,000	318,800	352,200	369,900	396,700
98	286,800	319,100	352,600	370,400	397,100
99	287,400	319,800	353,100	370,900	397,600
100	288,300	320,500	353,500	371,400	398,000
101	289,100	320,900	354,000	372,000	398,400
102	289,900	321,500	354,400	372,500	
103	290,700	322,100	354,900	373,000	
104	291,600	322,700	355,300	373,400	
105	292,300	323,100	355,600	374,000	
106	292,800	323,600	356,100	374,500	
107	293,300	324,100	356,500	375,000	
108	293,800	324,600	356,800	375,500	
109	294,000	325,000	357,300	376,100	
110	294,300	325,400	357,800	376,600	
111	294,500	325,700	358,300	377,100	
112	294,900	326,000	358,800	377,600	
113	295,200	326,400	359,300	378,200	
114	295,400	326,800	359,800		
115	295,800	327,200	360,300		
116	296,100	327,500	360,700		
117	296,400	327,700	361,100		
118	296,700	328,000	361,500		
119	297,000	328,400	362,000		
120	297,400	328,600	362,600		
121	297,700	328,800	363,000		
122	298,100	329,100	363,500		
123	298,400	329,400	364,000		
124	298,800	329,700	364,500		
125	299,000	329,900	364,800		
126	299,200	330,200			
127	299,500	330,600			
128	299,900	330,800			
129	300,100	330,900			
130	300,400	331,200			
131	300,800	331,600			
132	301,200	331,800			
133	301,400	332,100			
134	301,700	332,500			
135	302,100	332,900			
136	302,400	333,300			
137	302,600	333,600			
138	302,900	334,100			
139	303,300	334,500			
140	303,600	334,900			

141	303,800	335,200				
142	304,200	335,600				
143	304,600	335,900				
144	304,900	336,300				
145	305,000	336,600				
146	305,300	337,000				
147	305,700	337,400				
148	306,100	337,800				
149	306,300	338,100				
150	306,500	338,500				
151	306,800	338,900				
152	307,100	339,300				
153	307,500	339,600				
154	307,700					
155	307,900					
156	308,200					
157	308,500					
158	308,800					
159	309,100					
160	309,400					
161	309,800					
162	310,100					
163	310,400					
164	310,700					
165	311,100					
166	311,400					
167	311,700					
168	312,000					
169	312,400					
再任用職員	236,400	256,800	264,100	274,300	290,700	328,100

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第4条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	375,600
2	424,000
3	474,300
4	535,800
5	611,300
6	714,000
7	834,900

別記第3

第5条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	397,800
2	458,200
3	518,700
4	599,200
5	696,900
6	795,600

第5条第2項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	331,300
2	367,600
3	395,800

参 考 资 料

目 次

第1部 職員給与関係資料

平成29年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族人員数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 再任用職員の適用給料表別、級別職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

第2部 民間給与関係資料

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	48
第17表 民間における特別給の支給状況	52
第18表 民間における家族手当の支給状況	52
第19表 民間における扶養家族の構成別支給状況	52
第20表 民間における住宅手当の支給状況	53
第21表 民間における月45時間を超え60時間を超えない 時間外労働の割増賃金率の状況	53
第22表 民間における昇給制度の状況	54
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	54

第3部 生計費関係資料

第24表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	55
----------------------------	----

第4部 労働経済関係資料

第25表 労働経済指標	56
-------------	----

第24表及び第25表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が平成29年9月1日（金）現在で公表しているものを使用した。

第1部 職員給与関係資料

平成29年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、平成29年4月1日現在で行ったものである。

2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、研究職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三））の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、単純労務職員、特定任期付職員、臨時又は非常勤職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 代替教員

- (2) 調査対象の職員のうち、再任用職員（短時間勤務職員含む）、特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第1表から第10表）には含めずに、それぞれ第11表から第12表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規定により県が採用している職員である。

3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知 事 部 局	人 4,075	人	人	人	人 247
警 察	513	3,797			18
教育委員会	433				34
高等学校等	416		4,543		
中・小学校	399			6,899	
そ の 他	88				
計	5,924	3,797	4,543	6,899	299
比 率	% 27.1	% 17.4	% 20.8	% 31.6	% 1.4

適 用 職 員 数

医 療 職 (医師等)	医 療 職 (薬剤師等)	医 療 職 (看護師等)	計	比 率
人 22	人 226	人 93	人 4,663	% 21.3
			4,328	19.8
	2		469	2.1
	14		4,973	22.8
	33		7,331	33.6
			88	0.4
22	275	93	21,852	100.0
% 0.1	% 1.2	% 0.4	% 100.0	

第2表

給 料 表 別 給

給料表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)
給与月額等					
職 員 数		5,924 人	3,797	4,543	6,899
給 料 総 額		1,926,085,069 円	1,213,578,150	1,714,127,530	2,517,612,619
給 料 の 調 整 額 総 額		1,065,000 円	133,200	14,073,798	8,442,149
教 職 調 整 額 総 額		円		65,436,400	89,501,744
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 総 額		円		25,959,575	40,819,500
扶 養 手 当 総 額		50,555,000 円	44,282,500	42,933,000	45,607,000
地 域 手 当 総 額		72,654,421 円	45,590,724	47,536,589	42,878,992
給 与 小 計		2,050,359,490 円	1,303,584,574	1,910,066,892	2,744,862,004
そ の 他 手 当	住 居 手 当 総 額	36,331,600 円	18,271,100	30,371,900	44,684,100
	管 理 職 手 当 総 額	47,228,958 円	8,342,233	11,944,737	38,791,813
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) 総 額	2,850,000 円	6,660,000	690,000	4,350,000
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	42,400 円			
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	88,125 円	455,094	62,697	
	へ き 地 手 当 等 総 額	497,559 円			9,544,869
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12) 総 額	4,634,424 円	3,115,974	5,470,312	10,727,907
給 与 合 計		2,142,032,556 円	1,340,428,975	1,958,606,538	2,852,960,693
職 員 一 人 当 た り	給 料 月 額	325,133 円	319,615	377,312	364,924
	給 料 の 調 整 額	180 円	35	3,098	1,224
	教 職 調 整 額	円		14,404	12,973
	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	円		5,714	5,917
	扶 養 手 当	8,534 円	11,662	9,450	6,611
	地 域 手 当	12,264 円	12,007	10,464	6,215
	給 与 小 計	346,111 円	343,319	420,442	397,864
そ の 他 手 当	住 居 手 当	6,133 円	4,812	6,685	6,477
	管 理 職 手 当	7,972 円	2,197	2,629	5,623
	単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額)	481 円	1,754	152	631
	初 任 給 調 整 手 当	7 円			
	特 地 勤 務 手 当 等	15 円	120	14	
	へ き 地 手 当 等	84 円			1,384
	寒 冷 地 手 当 (1 / 12)	782 円	821	1,204	1,555
給 与 合 計	361,585 円	353,023	431,126	413,534	
経 験 年 数		20.4 年	16.5	22.6	21.9
修 学 年 数		14.3 年	14.3	15.9	15.9
年 齢		41.2 歳	37.3	45.0	44.2

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (看護師等)	全給料表
299	22	275	93	21,852
102,118,442	9,972,000	89,703,237	30,371,450	7,603,568,497
211,500		1,099,950		25,025,597
				154,938,144
				66,779,075
2,638,500	191,000	1,631,500	112,000	187,950,500
3,256,684	1,765,264	2,147,469	606,605	216,436,748
108,225,126	11,928,264	94,582,156	31,090,055	8,254,698,561
2,302,700	189,000	1,775,000	529,200	134,454,600
3,284,517	869,900	1,518,535		111,980,693
120,000		60,000	120,000	14,850,000
59,300	5,615,000	915,100		6,631,800
				605,916
		6,458		10,048,886
391,280	19,082	453,320	108,370	24,920,669
114,382,923	18,621,246	99,310,569	31,847,625	8,558,191,125
341,533	453,273	326,194	326,575	347,958
707		4,000		1,145
				7,090
				3,056
8,824	8,682	5,933	1,204	8,601
10,892	80,239	7,809	6,523	9,905
361,956	542,194	343,936	334,302	377,755
7,701	8,591	6,455	5,690	6,153
10,985	39,541	5,522		5,125
401		218	1,290	680
198	255,227	3,328		303
				28
		23		460
1,309	867	1,648	1,165	1,140
382,550	846,420	361,130	342,447	391,644
20.5	18.6	19.0	18.3	20.6
15.7	16.0	15.6	15.8	15.2
43.1	42.4	41.6	40.6	42.3

て掲載している。

第3表

給料表別，級別平均給

給料表 区分 級	行政職					公安職					教育職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	843	185,023	23.2	3.1	13.9	367	201,590	21.4	1.6	13.6	204	270,941
2	821	229,296	29.5	7.6	15.2	792	244,988	27.0	6.0	14.6	3,971	376,152
特2											140	432,611
3	764	295,436	37.1	16.0	14.4	767	284,665	32.9	11.3	14.8	137	447,472
4	1,542	365,808	44.7	24.4	13.9	1,034	363,108	42.9	21.9	14.4	91	475,674
5	1,252	394,622	51.4	31.0	14.1	571	411,938	50.1	29.7	14.0		
6	371	405,809	53.8	32.8	14.5	142	427,089	51.9	32.3	13.5		
7	211	430,329	55.1	33.6	15.0	37	432,293	52.7	32.2	14.3		
8	91	461,950	56.6	34.3	15.7	62	452,870	55.0	34.7	14.2		
9	28	502,975	56.6	34.0	15.9	25	473,446	56.6	36.3	14.2		
10	1	526,786	59.0	34.2	16.0							
合計	5,924	325,133	41.2	20.4	14.3	3,797	319,615	37.3	16.5	14.3	4,543	377,312

給料表 区分 級	医療職（医師等）					医療職（薬剤師等）					医療職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	8	322,038	26.8	4.0	16.0							
2	2	449,250	44.5	19.0	16.0	55	229,280	29.0	5.9	15.9	24	233,946
3	8	530,575	50.4	25.9	16.0	42	272,155	35.1	12.3	15.7	13	273,500
4	4	563,150	56.8	33.3	16.0	34	308,794	38.4	15.1	15.5	8	311,438
5						122	378,011	47.8	25.8	15.3	40	385,298
6						16	403,674	55.7	33.1	16.0	8	412,231
7						6	431,210	57.0	34.7	16.0		
合計	22	453,273	42.4	18.6	16.0	275	326,194	41.6	19.0	15.6	93	326,575

料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.2	13.0	15.1						64	225,683	27.6	5.2	15.9
44.8	22.4	15.9	5,869	353,161	42.6	20.2	15.9	47	289,785	35.0	12.3	15.9
51.0	28.6	16.0	206	413,359	51.1	28.7	16.0					
52.5	30.0	16.0	425	423,912	52.6	30.2	16.0	143	382,608	48.2	25.6	15.6
56.8	34.0	16.0	399	450,110	56.6	34.2	16.0	37	422,320	56.9	34.5	15.7
								8	464,513	58.5	35.7	16.0
45.0	22.6	15.9	6,899	364,924	44.2	21.9	15.9	299	341,533	43.1	20.5	15.7

(看 護 師 等)		
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.6	3.7	16.0
33.7	11.0	15.5
36.1	14.0	15.8
48.8	26.9	15.7
57.1	35.3	16.0
40.6	18.3	15.8

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その1）

行政職		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1											
2											
3											
4			1								1
5	2										
6			1								
7											
8	2										
9	50		1								
10	1										
11											
12	35		89							1	
13	8		17								
14			44							4	
15	4		14							5	
16	37		61	1						1	
17	3		19	2						2	
18	6		47							2	
19	5		15	2						2	
20	24		70	9							
21	4		16							1	
22	8		49	16							
23	5		12	4						3	
24	46		64	16					1	2	
25	4		17	13						1	
26	22		33	30						2	
27	25		14	12					2		
28	33		33	22					8		
29	64		17	10					11		
30	45		43	24				6	6	1	
31	11		7	8				22	10		
32	80		31	30				20	9		
33	8		15	13				18	9		
34	42		30	34				27	9		
35	5		13	14			1	22	9		
36	92		13	30	24			13	4		
37	12		3	13	12			20	4		
38	23		15	33	23			11	3		
39	9		11	24	10			2	1		
40	58		4	32	27			5	1		
41	16			13	10	1		5	2		
42	31			32	28			5			
43	14		1	23	20	1		7	2		
44	7		1	18	50	1		6			
45				8	21			4			
46				44	35	2		6			
47				14	15			4			
48				31	50	4		2			
49	1			18	14			1			
50	1			47	33	6	8				
51				23	26	1	12				
52				5	51	7	35	1			
53				4	16		62				
54				7	54	6	23				
55				6	17	2	22				
56				10	44	7	40				
57				7	24		14	1			
58				2	52	3	8				
59				2	20		18				
60				7	51	3	5				
61					15	1	17	1			
62				5	46	12	5				
63				4	17	1	3				
64				3	40	12	3				
65				4	24	1	11				
66				3	44	11	4				
67				1	8	4	13				
68				2	30	43	3				
69				1	15	23	9				
70					27	21	6				
71				1	13	8	7				
72				2	28	33	1				
73				2	18	23	2				
74					41	28	1				
75				1	19	23	2				
76				1	38	32	1				
77				1	27	27	1				
78					29	27					
79					33	23	3				
80				2	15	34					
81					19	32	2				
82					23	31	2				
83				2	19	40	5				
84				2	18	24	1				

行政職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85			1	15	44	21				
86				13	42					
87				11	35					
88				8	36					
89			1	13	121					
90			3	6	45					
91				7	114					
92				4	21					
93			1	4	236					
94			1	7						
95				10						
96				10						
97				12						
98			1	5						
99			1	7						
100				6						
101				71						
102										
103										
104			1							
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113			1							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	843	821	764	1,542	1,252	371	211	91	28	1

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その2）

公安職		1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	48									
8				1						
9								1		
10	39									
11	11									
12	1									
13	7									
14			5	1						
15	3									
16	51		24	1						
17			5							
18	1		4	3						
19	9		1							
20	19		24							
21	7		2							
22	9		6	2						
23	4		2	1						
24	2		21	5	1					
25	58		4							
26	5		69	5						
27	7		4	1						
28	60		30	7	3					
29	5		9		2	1				
30	2		56	4	2					
31	3		9	4	2					1
32			37	11	1					6
33	3		12	2	2					
34	2		68	8	6					2
35	1		14	1	1					3
36	1		32	16	12	1				1
37	1		13	8	3					1
38			51	21	7					1
39			9	3	6					
40			37	40	10	2				2
41	2		13	11	10					1
42			38	47	11	1				1
43	3		21	12	4	1			2	1
44			40	40	12	1			3	1
45			10	11	8	1			7	4
46	1		37	42	10	7			9	
47			17	8	5	13			4	
48			22	42	16	7			4	
49			10	16	8	3			6	
50			24	34	11	7			6	
51			9	16	9	6			2	
52			2	27	25	2				
53	2			20	17	7		2	1	
54				26	28	5			5	
55				16	14	15		19		
56				31	28	9			1	
57				15	9	6		1		
58				15	30	10		3		
59		1		12	11	2		3	1	
60				27	20	7	3	2	1	
61				10	16	11	2	4	10	
62				18	26	7	3			
63				14	7	10	2			
64				25	28	6	3			
65				11	8	5				
66				21	26	12	1			
67				9	11	8	2	1		
68				4	30	9	2			
69				6	13	5	3	1		
70				9	22	9	3			
71					12	18	2			
72				2	11	6	1			
73				5	11	15	4			
74				3	13	10	1			
75				2	9	12				
76				4	11	10	2			
77				3	8	7				
78					10	2	2			
79				4	11	5	1			
80				2	15	6	2			
81				1	8	10				
82				1	5	8	1			
83					6	10	1			
84					8	7	2			

公安職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				6	6	5			
86				8	3	3			
87				1	5	5			
88				9	7				
89				4	3	16			
90				5	7	6			
91				6	5	23			
92				8	6	4			
93				7	8	37			
94				5	7				
95				4	6				
96				6	6				
97				6	8				
98				8	10				
99				5	10				
100				4	13				
101				4	139				
102				3					
103				2					
104				4					
105				3					
106				2					
107				7					
108				5					
109				3					
110				6					
111				10					
112				2					
113				4					
114				9					
115				11					
116				7					
117				8					
118				10					
119				11					
120				7					
121				14					
122				6					
123				11					
124				15					
125				1					
126				15					
127				7					
128				12					
129				74					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	367	792	767	1,034	571	142	37	62	25

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	1	26			
6					
7		16			
8		5			
9		6			
10					
11					
12	1	27			
13		13			
14		8			
15	1	9			
16		15			
17		17			
18		9			
19	1	2			
20		28			
21		13			
22		12			
23		10			
24	1	22			
25	1	14			1
26		8			
27		13			
28	3	25			
29	2	19			
30		12			
31	1	8			2
32		24			2
33	1	6			10
34		4			6
35		8			11
36	1	20			7
37	2	7			52
38	1	14			
39	1	15			
40	1	22			
41	2	22			
42	1	21			
43	2	11			
44	5	19			
45	1	16			
46		23			
47	1	8		1	
48		29			
49	5	22			
50	3	17			
51	1	10			
52	3	16			
53	1	8		1	
54	7	8		1	
55	2	14			
56	1	23			
57	3	9		1	
58	2	6		4	
59	1	14		5	
60	2	19		4	
61	4	16		3	
62	3	23		12	
63	1	12		7	
64	4	24		6	
65	1	13			
66	3	17		5	
67	6	20		3	
68	6	30		8	
69	3	14		4	
70	7	26	1	4	
71	2	23		2	
72	4	18	2	7	
73	3	18		6	
74	3	23	1	5	
75	5	18		5	
76	2	32	1	6	
77	4	24	1	1	
78	2	24		6	
79	2	31		3	
80	2	21		3	
81	1	22		8	
82	6	26	2	3	
83	5	25		4	
84	4	33	1	2	

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85	6	21		7	
86	5	38			
87	4	26		6	
88	2	33		5	
89		27		7	
90		36		3	
91	3	33		5	
92	4	47		3	
93		30		7	
94	5	44		7	
95	2	38		3	
96	1	46		4	
97	1	5		4	
98	2	10		4	
99	1	23		4	
100	1	43		6	
101	2	39		5	
102		42		2	
103	1	20		2	
104		46		2	
105	1	24		5	
106	1	29		6	
107		29		4	
108	1	32		6	
109	3	31		26	
110	1	49			
111		21			
112		45			
113		33			
114	1	48			
115	1	46			
116		46			
117		43			
118	1	32			
119		41			
120	1	33			
121		39			
122		47			
123		29			
124	1	46			
125		31			
126		44			
127		56			
128		43			
129		73			
130		79			
131		82			
132		61			
133	1	81			
134		48			
135		61			
136		37			
137		50			
138		74			
139	1	51			
140		55			
141		47			
142		60			
143	1	51			
144		42			
145	1	27			
146		32			
147		25			
148	1	21			
149		45			
150					
151					
152					
153	2				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	204	3,971	140	137	91

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		103			
18					
19		1			
20		74			
21		21			1
22		20			6
23		8			8
24		87			14
25		15			20
26		20			16
27		10			17
28		70			27
29		21			14
30		31			2
31		16			7
32		66			10
33		23			10
34		38			21
35		17			15
36		78			10
37		18			19
38		41			10
39		18			10
40		63			7
41		14			155
42		52			
43		17			
44		72			
45		10			
46		16			
47		12			
48		41			
49		22			
50		50			
51		25			
52		41			
53		40			
54		36			
55		23			
56		29			
57		27			
58		29			
59		21			
60		32			
61		35			
62		33	1	1	
63		21		1	
64		36			
65		15		1	
66		9			
67		21		1	
68		39			
69		23			
70		42		3	
71		30		4	
72		37		5	
73		26	1	4	
74		36	2	18	
75		18	2	36	
76		48	1	7	
77		30	2	5	
78		44	1	31	
79		23	3	29	
80		23	1	11	
81		23	2	9	
82		29	2	7	
83		26	2	16	
84		33	2	13	
合計					

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85		29	2	7	
86		34	2	18	
87		18	3	17	
88		39	3	19	
89		25	3	29	
90		36	8	10	
91		22	4	15	
92		34	15	8	
93		37	12	13	
94		35	11	7	
95		30	3	7	
96		33	11	5	
97		20	14	37	
98		33	16	18	
99		33	10	8	
100		32	4	2	
101		20	8	3	
102		34	6		
103		37	6		
104		46	5		
105		6	4		
106		13	4		
107		28	8		
108		27	3		
109		27	4		
110		42	2		
111		26	2		
112		35	2		
113		30	4		
114		39	3		
115		35	1		
116		47	1		
117		36			
118		62			
119		23			
120		40			
121		33			
122		57			
123		40			
124		60			
125		45			
126		52			
127		42			
128		62			
129		51			
130		47			
131		38			
132		36			
133		50			
134		56			
135		35			
136		48			
137		63			
138		73			
139		99			
140		91			
141		82			
142		91			
143		101			
144		81			
145		70			
146		45			
147		89			
148		71			
149		64			
150		77			
151		99			
152		89			
153		87			
154		76			
155		89			
156		60			
157		46			
158		53			
159		43			
160		26			
161		41			
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		5,869	206	425	399

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その4）

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	1				
10					
11					
12	1				
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25			2		
26			1		1
27					
28			1		1
29	2		2		
30		3	3		1
31		3			1
32		1			2
33	1		2		1
34			2		1
35		2	1		
36	2	1	1		
37	1	2	5		
38		1			
39					
40	8		1		
41		1	1		
42	1	1	2		
43	1	1			
44	8	1	1		
45		3	2		
46	3	2	2		
47	1	1	5		
48	5	1			
49	3	2	2	4	
50	2	1	1	6	
51	1	4	2	8	
52	2		1	1	
53	2	1	1	1	
54	3	2	4	1	
55		1	2	4	
56	2		2		
57		2		3	
58	5	2	1	1	
59		1	1	1	
60	2		1	2	
61	4	3			
62	1	1	5		
63			3	1	
64	1		1		
65			4		
66	1				
67		2	2	1	
68			3	1	
69		1	1		
70			3		
71			2	1	
72			2		
73			1	1	
74			4		
75			2		
76			2		
77			4		
78			2		
79			1		
80			1		
81			1		
82			2		
83			2		
84			6		

級 号俸	1	2	3	4	5
85	人	人	人	人	人
86			2		
87			3		
88			1		
89			1		
90			4		
91					
92			2		
93			11		
94			1		
95			5		
96			1		
97			5		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	64	47	143	37	8

医療職 (医師等)

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	2			
18				
19	1			
20	3			
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28		1		
29				
30				
31	1			
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40	1			
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				1
51				1
52				1
53				1
54				1
55				
56				
57			1	
58			1	
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68			1	
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77			1	
78				
79				
80				
81			1	
82				
83				
84				

級 号俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93		1		
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	8	2	8	4

第4表

給料表別，級別，号俸別職員数（その5）

医療職（薬剤師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		1					
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18							
19		8					
20							
21							
22		4					
23							
24		1	3				
25		1	2				
26		1	4				
27		2					
28		3	3				
29		2					
30		3	1	2	1		
31		3	2	1	1		
32		2	1	1	1		1
33		2	1	2			1
34		6	5	2	2		1
35		3	2	3			
36		3	1	2	2		1
37		2	3	2	1		
38		3	2	2			
39		2	1	2	3		
40				3	1		
41			1		2		
42			1	2	2		
43		1	3				
44		1	1	1	3		
45			1	1	2		
46					4		1
47			1	1	2		1
48				2	3		
49				2			
50				1	3		
51			1			5	
52					1	2	
53					2		
54					1		
55				1	3	1	
56							
57					3	2	
58					1	2	
59					1		
60			1		4	2	
61			1		2		
62					2		
63					2	1	
64					4		
65							
66				1	2		
67					2		
68							
69					1		
70					3		
71					1		
72							
73					4		
74							
75					1		
76							
77					2	1	
78					1		
79					1		
80					1		
81					2		
82					1		
83					1		
84					2		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
85					2		
86					3		
87							
88					1		
89					6		
90					8		
91					2		
92					1		
93					15		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113				1			
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		55	42	34	122	16	6

医療職（看護師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18		3				
19			1			
20						
21		2	1			
22		1				
23			1			
24		2	1			
25		1				
26		4	1	1		
27						
28		1	3			
29		1				
30			1	2	1	
31		1				
32			2			
33		1				
34		4				
35		1				
36						
37		1			1	
38		1			1	
39						
40				1	1	
41						
42						
43				1	1	
44			1			
45				1		2
46						3
47				1		1
48						2
49						
50				1		
51						
52					1	
53					1	
54					1	
55						
56					1	
57						
58						
59					1	
60						
61						
62						
63						
64			1		2	
65						
66					1	
67						
68						
69					1	
70					1	
71						
72						
73						
74					1	
75						
76						
77						
78						
79						
80					1	
81						
82						
83						
84					1	

級 号俸	1	2	3	4	5	6
85					2	
86						
87					1	
88						
89					3	
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96					1	
97					1	
98					1	
99					2	
100					3	
101					8	
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						2
130						3
131						1
132						2
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		24	13	8	40	8

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50	51	52
		行	1		87	508	236	12				
	2			1	459	324	37					
	3					204	411	110	28	1	3	1
	4					1	106	684	595	29	35	18
政	5							61	358	86	127	116
	6							1	47	16	24	34
	7					1	1		3	4	8	13
職	8											1
	9							1	1			
	10											
	計		87	509	695	542	555	857	1,032	136	197	183
公	1		85	259	22	1						
	2			153	508	125	6					
	3			3	102	442	202	18				
安	4					120	344	207	106	18	22	26
	5						22	128	106	16	18	24
	6							13	32	4	10	14
職	7					1			7	1	2	3
	8								2	2	1	9
	9											2
	計		85	415	632	689	574	366	253	41	53	78
教育職 (高校等)	1		1	11	32	46	60	44	5		1	1
	2			89	279	303	369	655	856	142	158	176
	特2							4	58	6	10	14
	3								19	15	14	21
	4											1
	計		1	100	311	349	429	703	938	163	183	213
教育職 (中・小)	1											
	2			322	707	587	640	691	988	199	194	235
	特2						1	8	66	15	13	22
	3							1	78	45	48	46
	4									2	7	11
	計			322	707	587	641	700	1,132	261	262	314

職員数（その１）

53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	合計 (人)	平均年齢 (歳)
								843	23.2
								821	29.5
3			3					764	37.1
22	16	12	6	4	7	7		1,542	44.7
112	88	81	75	61	53	33	1	1,252	51.4
36	43	41	35	41	30	23		371	53.8
14	27	34	37	30	18	21		211	55.1
6	11	9	12	16	17	19		91	56.6
	2	1	2	4	8	9		28	56.6
						1		1	59.0
193	187	178	170	156	133	113	1	5,924	41.2
								367	21.4
								792	27.0
								767	32.9
36	29	18	28	22	31	27		1,034	42.9
29	30	34	39	36	38	51		571	50.1
8	7	10	13	7	9	15		142	51.9
6	4	2	4	4	2	1		37	52.7
5	4	7	12	6	8	6		62	55.0
1	2	3	2	2	9	4		25	56.6
85	76	74	98	77	97	104		3,797	37.3
2	1							204	35.2
154	161	162	143	128	102	94		3,971	44.8
11	9	7	5	5	7	4		140	51.0
16	18	13	11	4	5	1		137	52.5
2	13	7	14	13	20	21		91	56.8
185	202	189	173	150	134	120		4,543	45.0
181	225	189	203	184	181	143		5,869	42.6
24	18	11	13	8	4	3		206	51.1
44	33	38	33	20	17	21	1	425	52.6
18	36	36	53	66	81	89		399	56.6
267	312	274	302	278	283	256	1	6,899	44.2

第5表

給料表別，級別，年齢別

給料表	年齢 級	年齢										
		18歳未満	18歳以上 20歳未満	20～25	25～30	30～35	35～40	40～45	45～50	50	51	52
研究職	1		2	6	44	10	1		1			
	2					21	23	3				
	3						10	29	45	11	10	3
	4											1
	5											
	計		2	6	44	31	34	32	46	11	10	4
医療職 (医師等)	1			2	5	1						
	2					1						
	3							1	2	1	1	
	4											1
	計			2	5	2		1	2	1	1	1
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			2	30	18	5					
	3					26	11	4				
	4					2	22	8	2			
	5						8	36	29	8	7	6
	6											1
	7											
	計			2	30	46	46	48	31	8	7	7
医療職 (看護師等)	1											
	2			3	17	4						
	3					11	1	1				
	4					2	5	1				
	5						2	7	9	4	2	2
	6											
	計			3	17	17	8	9	9	4	2	2

職 員 数 (そ の 2)

53	54	55	56	57	58	59	60歳以上	合 計 (人)	平均年齢 (歳)
								64	27.6
								47	35.0
9	5	5	4	4	1	7		143	48.2
	4	2	8	5	10	7		37	56.9
					4	4		8	58.5
9	9	7	12	9	15	18		299	43.1
								8	26.8
				1				2	44.5
	2				1			8	50.4
	1					1	1	4	56.8
	3			1	1	1	1	22	42.4
								55	29.0
							1	42	35.1
								34	38.4
4	7	4	1	6	1	5		122	47.8
2	2	1	5	1	3	1		16	55.7
			1	4	1			6	57.0
6	9	5	7	11	5	6	1	275	41.6
								24	26.6
								13	33.7
								8	36.1
7	4	1	1			1		40	48.8
		1		5	1	1		8	57.1
7	4	2	1	5	1	2		93	40.6

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	経験年数 級																							
		1年未満	1年以上	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
行政職	1	140	128	152	120	104	88	61	24	18	6	1		1										
	2		1		2	116	136	119	110	100	72	46	38	40	25	11	2	1	1	1				
	3									3	23	45	61	63	71	93	82	57	50	39	52	28		
	4													1	1	6	21	29	49	50	77	94		
	5																	1	1	1	9	11		
	6																			1				
	7												2											
	8																							
	9																					1		
	10																							
計		140	129	152	122	220	224	180	134	121	101	92	101	105	97	110	105	88	102	91	139	133		
公安職	1	108	126	66	46	12	5	2	1	1														
	2			71	93	140	116	112	84	58	33	39	31	9	5	1								
	3				1	3	8	27	46	71	98	111	114	94	55	42	42	29	8	5	6	5		
	4									2	9	18	35	52	59	72	117	71	53	31	34	38		
	5														1	1	5	8	27	11	25	21		
	6																					3	2	
	7									1														
	8																							
	9																							
	計		108	126	137	140	155	129	141	131	133	140	168	180	155	120	116	164	108	88	47	68	66	
教育職（高校等）	1	3	7	1	3	6	10	10	12	9	7	8	14	11	11	15	14	10	10	13	6	4		
	2	25	28	57	44	61	59	61	63	66	68	72	55	62	70	67	78	107	97	113	131	131		
	特2																		1			2		
	3																							
	4																							
	計	28	35	58	47	67	69	71	75	75	75	80	69	73	81	82	92	117	108	126	137	137		
教育職（中・小）	1																							
	2	103	122	132	143	144	155	154	151	128	124	122	124	133	113	147	136	124	116	140	121	126		
	特2																		1			2		
	3																					1		
	4																							
	計	103	122	132	143	144	155	154	151	128	124	122	124	133	113	147	136	124	117	140	121	129		

年数別職員数（その１）

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41年 以上	合計 (人)	平均経 験年数 (年)	
																					843	3.1	
																						821	7.6
18	14	14	14	13	5	3	1	4	1	1	3	3		2					1		764	16.0	
114	110	140	134	157	136	111	89	66	40	38	15	8	12	17	9	3	7	4	2	2	1,542	24.4	
21	27	43	50	60	76	62	70	63	74	90	86	107	69	83	81	64	36	32	31	4	1,252	31.0	
		5	11	15	9	14	16	16	24	34	26	32	28	33	32	21	22	20	9	3	371	32.8	
					3		8	15	9	17	20	35	21	22	21	13	10	6	5	4	211	33.6	
								2	4	8	10	13	15	14	10	9	2	2	1	1	91	34.3	
		1									3	3	4	6	5	5					28	34.0	
													1								1	34.2	
153	151	203	209	245	229	190	184	166	152	188	163	201	150	177	158	115	77	65	48	14	5,924	20.4	
																						367	1.6
																						792	6.0
1			1																			767	11.3
23	13	24	17	34	20	17	25	27	23	21	25	24	22	34	28	11	14	11	17	13	1,034	21.9	
19	14	12	13	27	18	21	12	17	26	21	29	30	27	43	39	24	24	26	11	19	571	29.7	
2	3	2	4	4	3	7	9	7	4	8	4	15	19	7	8	8	5	2	7	9	142	32.3	
				1		1		4	6	4	3	2	4	4	2		1	3	1		37	32.2	
		1						3	1	2	5	7	13	8	8	6	4	2	1	1	62	34.7	
									1	1		5	3	7	2	1	2	2	1		25	36.3	
45	30	39	35	66	41	46	46	58	60	57	67	78	90	99	92	51	49	46	39	43	3,797	16.4	
4	3	1	4	1	1			2		1		3									204	13.0	
163	171	167	160	152	178	181	152	157	174	167	164	131	138	90	65	31	8	5	2		3,971	22.3	
2	2	8	5	17	15	13	9	14	13	8	6	11	3	8	3						140	28.6	
		2	2	4	8	10	16	23	20	16	12	10	6	6	1	1					137	30.0	
								1	3	2	17	14	10	16	23	4	1				91	34.0	
169	176	178	171	174	202	204	177	197	210	194	199	169	157	120	92	36	9	5	2		4,543	22.6	
163	179	187	182	182	231	211	224	196	194	201	193	191	191	191	122	54	9	9	1		5,869	20.2	
6	6	9	12	11	20	18	11	23	28	17	11	12	11	6	2						206	28.7	
3	1	7	13	16	21	51	41	53	51	33	38	31	22	17	20	6					425	30.2	
						1	9	5	18	26	42	47	61	81	79	28	1	1			399	34.2	
172	186	203	207	209	272	281	285	277	291	277	284	281	285	295	223	88	10	10	1		6,899	21.9	

第6表

給料表別，級別，経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
研究職	1	3	2	4	8	14	11	6	8	6	1											
	2								1	5	2	3	9	7	5	7	4	2	2			
	3															4	6	5	4	2	11	
	4																					
	5																					
	計	3	2	4	8	14	11	6	9	11	3	3	9	7	5	7	8	8	7	4	2	11
医療職 (医師等)	1			3	3			1			1											
	2										1											
	3																					
	4																					
	計			3	3			1			1	1										
医療職 (薬剤師等)	1																					
	2		1	8	5	1	7	11	10	7	3	1	1									
	3								1	7	3	8	6	2	8	2	2				1	1
	4											2	2	9	6	3	4	3	2	1	1	
	5															4	3	2	2	5	12	
	6																					
	7																					
	計		1	8	5	1	7	11	11	14	6	9	9	4	17	8	9	7	5	4	7	14
医療職 (看護師等)	1																					
	2		5	3	6	2	5	2		1												
	3								1	1	6		2	1			1					
	4										1	1	1		1	2	1			1		
	5														1		1	1			1	3
	6																					
	計		5	3	6	2	5	2	1	2	6	1	3	2		2	3	2	1	1	1	3

年数別職員数（その2）

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41年以上	合計 (人)	平均経 験年数 (年)		
		1																			64	5.2		
																						47	12.3	
7	9	8	9	10	9	12	12	4	4	1	5	7	3	2	3	4	2				143	25.6		
								1		1	5	8	6	5	6	2	3					37	34.5	
												1		3	2	2						8	35.7	
7	9	9	9	10	9	12	12	5	4	2	10	16	9	10	11	8	5					299	20.5	
																						8	4.0	
						1																2	19.0	
1	1		2			1		3														8	25.9	
								1			1				2							4	33.3	
1	1		2			2		4			1				2							22	18.6	
																						55	5.9	
																				1		42	12.3	
	1																					34	15.1	
6	5	11	7	6	6	6	8	9	6	6	2	4	3	5	1	2		1				122	25.7	
								1		3	2	4	3	2	1							16	33.1	
													3	3								6	34.7	
6	6	11	7	6	6	6	8	10	6	9	4	8	9	10	2	2		1		1		275	19.0	
																						24	3.6	
1																						13	11.0	
																						8	14.0	
1		4	1	2	2	3	2	2	2	8	3	1	1					1				40	26.9	
												1		5	1	1						8	35.3	
2		4	1	2	2	3	2	2	2	8	3	2	1	5	1	1		1				93	18.3	

第7表

給料表別，学歴別

学歴別・性別 職員数・比率 給料表別, 性別		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職		人 3,166	% 53.5	人 429	% 7.2	人 2,322	% 39.2
公 安 職		2,184	57.5	55	1.5	1,558	41.0
教育職(高校等)		4,337	95.5	131	2.9	75	1.6
教育職(中・小)		6,605	95.8	292	4.2	2	0.0
研 究 職		267	89.3	21	7.0	11	3.7
医 療 職(医師等)		22	100.0				
医 療 職(薬剤師等)		214	77.8	60	21.8	1	0.4
医 療 職(看護師等)		84	90.3	7	7.5	2	2.2
合 計		16,879	77.2	995	4.6	3,971	18.2
性 別	男	10,701	63.4	349	35.1	3,035	76.4
	女	6,178	36.6	646	64.9	936	23.6

， 性 別 職 員 数

中 学 卒		合 計		性 別			
				男		女	
職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
7	0.1	5,924	100.0	4,085	69.0	1,839	31.0
		3,797	100.0	3,448	90.8	349	9.2
		4,543	100.0	2,922	64.3	1,621	35.7
		6,899	100.0	3,287	47.6	3,612	52.4
		299	100.0	211	70.6	88	29.4
		22	100.0	13	59.1	9	40.9
		275	100.0	122	44.4	153	55.6
		93	100.0	3	3.2	90	96.8
7	0.0	21,852	100.0	14,091	64.5	7,761	35.5
6	85.7	14,091	64.5				
1	14.3	7,761	35.5				

第8表

給料表別, 扶養手当の支給額

区 分	扶養手当 受給職員数	扶 養 手 当		
		配 偶 者 (13,000円)	配偶者のない 職員の扶養親 族のうち1人 (11,000円)	扶養親族でな い配偶者のい る職員の扶養 親族のうち1人 (6,500円)
行 政 職	2,586 人	1,427 人	125 人	1,034 人
公 安 職	2,196	1,638	17	541
教育職(高校等)	2,184	1,021	122	1,041
教育職(中・小)	2,496	907	138	1,451
研 究 職	138	74	5	59
医療職(医師等)	8	5		3
医療職(薬剤師等)	96	39	6	51
医療職(看護師等)	7		1	6
計	9,711 人	5,111 人	414 人	4,186 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.23 人	0.02 人	0.19 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均扶養

区分別扶養親族人員数

支給額区分			扶養手当 非受給職員数	合計
左記以外の 扶養親族 (6,500円)	合計	満16歳の年度初め から満22歳の年度 末までの子 (5,000円加算)		
2,662 人	5,248 人	1,321 人	3,338 人	5,924 人
2,510	4,706	594	1,601	3,797
2,341	4,525	1,267	2,359	4,543
2,291	4,787	1,595	4,403	6,899
132	270	76	161	299
11	19	7	14	22
78	174	44	179	275
8	15	2	86	93
10,033 人	19,744 人	4,906 人	12,141 人	21,852 人
0.46 人	0.90 人	0.22 人		

親族数である。

第9表

給料表別住居手

居住区分 給料表	住居手							
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計
行政職	人	人	人	人	人	人	人	人
		1	1	2	2	607	830	1,439
公安職		7	2	9	2	261	445	708
教育職(高校等)			1	1	3	433	745	1,181
教育職(中・小)		3		3		831	932	1,763
研究職				0		36	54	90
医療職(医師等)				0			7	7
医療職(薬剤師等)	1			1		22	47	69
医療職(看護師等)				0		15	6	21
合計	1	11	4	16	7	2,205	3,066	5,278
割合(%)				0.1				24.2
平均手当支給額	20,831円				25,357円			

当支給額等の状況

当支給職員数									住居手当 非受給 職員数	合計	
借家(公営)				下宿(賄付)				合計			
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計		合計		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	3	3	6				0	1,447	4,477	5,924	
			0				0	717	3,080	3,797	
	3		3				0	1,185	3,358	4,543	
	2		2		2		2	1,770	5,129	6,899	
		1	1				0	91	208	299	
			0				0	7	15	22	
			0				0	70	205	275	
			0				0	21	72	93	
0	8	4	12	0	2	0	2	5,308	16,544	21,852	
			0.0				0.0	24.3	75.7	100.0	
21,725円				12,500円				25,331円			

第10表

給料表別，通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別，通勤方法別職員数

給料表	通勤方法 交通機関等 利用者	通勤手当受			
		交通用具使用者			
		自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車	
行政職	人 2,483	人 172	人 42	人 2,071	
公安職	843	167	140	1,845	
教育職(高校等)	238	20	14	3,827	
教育職(中・小)	55	9	13	6,318	
研究職	31	7	6	228	
医療職(医師等)	8			5	
医療職(薬剤師等)	80	2		154	
医療職(看護師等)	30			40	
合計	3,768	377	215	14,488	
構成割合	通勤手当受給 職員 (%)	19.1	1.9	1.1	73.4
	全職員 (%)	17.2	1.7	1.0	66.3

勤手当支給額等の状況

給 職 員 数				計	通勤手当 非支給 職員数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者						
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普通自動車	人	人	人	人
85	9	392	5,254	670	5,924	
43	7	74	3,119	678	3,797	
26	3	138	4,266	277	4,543	
6		75	6,476	423	6,899	
3		10	285	14	299	
			13	9	22	
3		14	253	22	275	
		8	78	15	93	
166	19	711	19,744	2,108	21,852	
0.8	0.1	3.6	100.0			
0.8	0.1	3.3	90.4	9.6	100.0	

第10表

その2 通勤方法別、手当支給額階層別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受

通勤方法等 区分		通勤手		
		交通機関等者 利用	交通用具使用	
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手当受給職員数		人 3,768	人 377	人 215
手当支給額階層別	55,000円以下	人 3,577		
	55,000円超 65,000円未満	188		
	65,000円	3		
	計	3,768		
	受給職員平均手当支給額	円 15,434		
距離段階別	10km未満		人 371	人 127
	10km以上 20km未満		6	77
	20km以上 30km未満			10
	30km以上 40km未満			1
	40km以上 50km未満			
	50km以上 60km未満			
	60km以上			
	計		377	215
受給職員平均手当支給額			円 2,402	円 5,594
受給職員平均手当支給額合計		円 15,434	円 2,402	円 5,594

(注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

給職員平均手当支給額

当 受 給 職 員 数 及 び 支 給 額

者	交通機関等と交通用具との併用者			計
	交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原 動 機 付 自 転 車	交通機関等と 普 通 自 動 車	
人 14,488	人 166	人 19	人 711	人 19,744
	人 138	人 16	人 442	人 4,173
	25	3	237	453
	3		32	38
	166	19	711	4,664
	円 20,290	円 17,616	円 23,031	円 16,774
人 5,624	人 165	人 17	人 399	人 6,703
4,936	1	2	93	5,115
2,156			13	2,179
1,177			4	1,182
438			28	466
115			83	198
42			91	133
14,488	166	19	711	15,976
円 11,014	円 1,445	円 3,137	円 15,414	円 10,825
円 11,014	円 21,735	円 20,753	円 38,445	円 12,722

第11表

再任用職員の適用給料表別，級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 82	人	人 1	人	人 63	人 13	人 5	人	人	人	人	人
公安職	3						2		1			
教育職(高校等)	117	10	106			1						
教育職(中・小)	110		110									
研究職	5	1	2		1	1						
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	5				5							
医療職(看護師等)												
合計	322	11	219		69	15	7		1			

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 180	人	人	人	人 173	人 2	人 4	人 1	人	人	人	人
公安職	99					31	62	6				
教育職(高校等)	4		4									
教育職(中・小)	22		22									
研究職	9		8		1							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	10				10							
医療職(看護師等)	1				1							
合計	325		34		185	33	66	7				

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別, 級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 246	人 70	人 48	人	人 3	人 125	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(看護師等)	9		2			1	6					
合計	255	70	50		3	126	6					

第2部 民間給与関係資料

平成29年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された1,007事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記3(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により27層に層化し、これらの層から266事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったところ、調査完結したものが230事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが3事業所、調査不能なものが33事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた263事業所に占める調査完了率は87.5%であり、その産業別、企業規模別の内訳は次ページのとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時的な従業員及び役員はすべて除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

初任給関係（平成29年4月新卒採用の従業員）484人（このうち行政職に相当する調査実人員476人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の調査職種10,066人（このうち行政職に相当する調査実人員9,297人）。これらを母集団に還元した推定数は48,725人で、行政職に相当するものは、42,187人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第13表

産業別，規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000～4,999人	1,000～2,999人	500～999人	100～499人	50～99人
	事業所 230	事業所 40	事業所 14	事業所 37	事業所 25	事業所 81	事業所 33
農業，林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業，採石業， 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	39	4	6	10	6	7	6
製造業	74	14	0	11	6	32	11
電気・ガス・ 熱供給・水道業	5	4	0	1	0	0	0
情報通信業	12	1	0	2	1	6	2
運輸業，郵便業	14	2	1	0	1	9	1
卸売業，小売業	23	3	3	4	4	7	2
金融業，保険業	9	5	2	1	1	0	0
不動産業， 物品賃貸業	4	0	0	1	0	2	1
学術研究，専門・ 技術サービス業	3	0	0	0	1	2	0
宿泊業， 飲食サービス業	5	0	0	0	1	1	3
生活関連サービス 業，娯楽業	0	0	0	0	0	0	0
教育，学習支援業	7	0	0	1	3	3	0
医療，福祉	9	1	0	2	0	6	0
複合サービス業	6	3	0	0	0	2	1
サービス業	20	3	2	4	1	4	6

(注) 抽出した県内266事業所のうち，規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が36あったため，230事業所の調査となった。

第14表

職 種 別, 学 歴 別, 企 業 規 模 別 初 任 給

職 種		学 歴	初 任 給 月 額			
			全企業規模 平 均	企業規模500人 以 上	企業規模100人 以 上500人未 満	企業規模 100人未 満
事 務	新 卒 事 務 員	大学卒	197,708円 [195,122円]	204,537円 [197,456円]	187,638円 [188,130円]	※ 181,100円 [191,390円]
		短大卒	170,521円 [※165,544円]	※ 161,426円 [※175,138円]	※ 179,893円 [※162,000円]	— [※135,000円]
		高校卒	157,169円 [157,613円]	165,920円 [161,689円]	149,019円 [149,321円]	147,849円 [※135,765円]
技 術 関 係	新 卒 技 術 者	大学卒	205,482円 [206,732円]	210,102円 [216,111円]	201,480円 [193,437円]	※ 201,400円 [※193,842円]
		短大卒	176,589円 [※178,907円]	※ 191,597円 [※188,012円]	173,959円 [※162,993円]	※ 176,350円 [—]
		高校卒	162,860円 [159,104円]	161,795円 [160,397円]	166,729円 [156,744円]	※ 156,898円 [※156,340円]
の	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	200,671円 [198,034円]	206,337円 [201,376円]	193,131円 [189,789円]	199,370円 [192,563円]
		短大卒	174,283円 [172,721円]	170,896円 [※182,318円]	175,574円 [※162,614円]	※ 176,350円 [※135,000円]
		高校卒	159,889円 [158,168円]	163,700円 [161,239円]	160,856円 [152,724円]	149,199円 [※139,948円]
他	新 卒 研 究 員	大学卒	※ 228,500円 [197,260円]	— [—]	※ 228,500円 [※210,685円]	— [※188,000円]
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	大学卒	— [※192,500円]	— [※192,500円]	— [—]	— [—]
	新 卒 栄 養 士	大学卒	※ 182,000円 [—]	— [—]	※ 182,000円 [—]	— [—]
	準 新 卒 看 護 師	短大卒	— [※197,688円]	— [※209,500円]	— [※190,600円]	— [—]
	準 新 卒 准 看 護 師	高校卒	※ 177,300円 [※162,333円]	※ 177,300円 [—]	— [※162,333円]	— [—]
	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大学卒	※ 221,900円 [—]	— [—]	※ 221,900円 [—]	— [—]

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
2 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された場合をいう。
3 「※」は、調査実人員が10人未満であるものを示す。
4 []内は、平成28年調査の結果である。

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成29年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
支店長		32	52.5	755,099	428
工場長		7	52.7	724,143	447
事務部長		243	51.9	658,718	708
技術部長		199	52.2	615,226	3,414
事務部次長		94	50.7	610,530	24,713
技術部次長		87	51.5	528,758	1,475
事務課長		538	49.9	569,017	7,528
技術課長		504	48.7	533,169	2,986
事務課長代理		214	47.7	507,381	21,687
技術課長代理		228	47.0	509,042	31,337
事務係長		802	46.3	455,853	52,278
技術係長		496	45.3	433,253	66,441
事務主任		627	42.0	376,924	47,294
技術主任		593	43.1	384,057	57,968
事務係員		2,375	35.9	308,104	38,590
技術係員		2,258	34.9	339,319	63,638

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

平均給与額等

(A)-(B)	備 考	対応級
754,671	円 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
723,696	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
658,010	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部 の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
611,812		行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
585,817	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる 部の次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級, 10級 企業規模100人以上500人未満
527,283	中間職(部長-課長間)	行政職7級, 8級 企業規模100人未満 行政職6級, 7級
561,489	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課 の長及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級, 8級 企業規模100人以上500人未満
530,183		行政職5級, 6級 企業規模100人未満 行政職5級
485,694	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級, 6級 企業規模100人以上500人未満
477,705	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる 課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
403,575	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級, 4級 企業規模100人以上500人未満
366,812		行政職3級 企業規模100人未満 行政職3級
329,630	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち, 課長代理 以上に直属し, 部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級, 4級) 企業規模100人以上500人未満
326,089	係長のいない事業所において, 職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職2級(一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級(一部は3級)
269,514		行政職1級
275,681		

手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成29年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	7 人	62.0 歳	752,788 円	0 円
	大学教授	63	57.2	701,595	24,318
	大学准教授	47	49.9	689,546	73,838
	大学講師	32	44.0	630,845	56,323
	大学助教	32	37.6	544,951	40,609
	高等学校校長	0	—	—	—
	高等学校教頭	5	57.4	559,216	0
	高等学校教諭	69	47.8	510,608	0
研究関係職種	研究所長	*	*	*	*
	研究部(課)長	20	51.9	632,664	11,318
	研究室(係)長	29	45.4	571,499	103,892
	主任研究員	60	43.8	575,567	69,285
	研究員	39	38.4	392,065	60,458
	研究補助員	3	28.7	334,453	67,406
医療関係職種	病院長	0	—	—	—
	副院長	2	57.5	1,284,140	0
	医科長	0	—	—	—
	医師	6	49.3	1,186,773	0
	歯科医師	0	—	—	—
	薬局長	3	49.7	470,266	0

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
752,788 円	
677,277	
615,708	
574,522	
504,342	
—	
559,216	
510,608	
*	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
621,346	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
467,607	構成員3人以上の室(係)の長
506,282	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
331,607	
267,047	
—	部下に医師又は歯科医師5人以上
1,284,140	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
—	部下に医師又は歯科医師1人以上
1,186,773	
—	
470,266	部下に薬剤師2人以上

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成29年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
医療関係職種	薬 剤 師	8 人	40.9 歳	387,315 円	10,471 円
	診療放射線技師	11	43.5	343,007	10,583
	臨床検査技師	21	46.0	366,150	17,634
	栄 養 士	11	35.9	274,688	456
	理学療法士	31	28.9	284,266	7,691
	作業療法士	31	29.7	280,378	8,481
	総看護師長	4	54.3	428,805	0
	看護師長	47	46.7	383,594	12,396
	看護師	100	42.4	320,763	18,144
	准看護師	83	45.9	304,188	17,681
技能労務関係職種	電話交換手	0	—	—	—
	自家用乗用自動車運転手	2	58.3	346,581	67,952
	守 衛	0	—	—	—
	用 務 員	2	61.0	313,615	0

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

	備 考
(A)－(B)	
376,844 円	
332,424	
348,516	
274,232	
276,575	
271,897	
428,805	部下に看護師長5人以上
371,198	部下に看護師又は准看護師5人以上
302,619	
286,507	
—	見習, 外国語の電話交換手を除く。
278,629	
—	
313,615	

手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第16表

民間における

再雇用者

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成29年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
支店長		2人	61.6歳	546,821円	0円
工場長		0	—	—	—
事務部長		13	61.7	449,394	3,682
技術部長		9	62.3	450,443	6,126
事務部次長		*	*	*	*
技術部次長		4	61.8	346,700	0
事務課長		7	62.6	293,378	5,280
技術課長		25	61.9	480,198	97,338
事務課長代理		0	—	—	—
技術課長代理		3	60.0	278,370	0
事務係長		31	61.7	187,733	9,591
技術係長		9	62.6	318,969	904
事務主任		4	63.3	194,444	0
技術主任		0	—	—	—
事務係員		175	62.0	256,978	14,046
技術係員		141	61.9	283,610	28,523

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

平均給与額等

	備 考
(A)－(B)	
546,821	円 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
－	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
445,712	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
444,317	
*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級 専門職
346,700	中間職(部長－課長間)
288,098	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
382,860	
－	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
278,370	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長－係長間)
178,142	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
318,065	
194,444	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
－	係長のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
242,932	
255,087	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

再雇用者(60歳男性のみ)

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	平成29年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
支店長	*	人	歳	円	円
工場長	0		—	—	—
事務部長	5		60.0	501,189	0
技術部長	2		60.0	481,086	0
事務部次長	0		—	—	—
技術部次長	0		—	—	—
事務課長	0		—	—	—
技術課長	4		60.0	521,414	93,036
事務課長代理	0		—	—	—
技術課長代理	2		60.0	329,150	0
事務係長	8		60.0	196,045	10,581
技術係長	*		*	*	*
事務主任	0		—	—	—
技術主任	0		—	—	—
事務係員	34		60.0	297,953	28,324
技術係員	30		60.0	285,482	26,711

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜
2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。

	備 考
(A)－(B)	
* 円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
—	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
501,189	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
481,086	
—	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級 専門職
—	中間職(部長－課長間)
—	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
428,378	
—	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
329,150	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級 専門職 中間職(課長－係長間)
185,464	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
*	
—	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を 有する者
—	係長のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
269,629	
258,771	

勤手当, 宿日直手当, 裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

民間における特別給の支給状況

項目	区分		技能・労務等職員
	下半期(A1)	上半期(A2)	
平均所定内給与月額	256,007円	253,955円	
特別給の支給額	443,571円	501,468円	
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1} \right]$		1.73月分
	上半期 $\left[\frac{B2}{A2} \right]$		1.98月分
年間の支給割合			3.71月分

〔備考〕 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.30月である。

〔注〕 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第18表

民間における家族手当の支給状況
(単位：%)

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がある	税制及び社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族手当を見直す予定がない(検討も行っていない)
84.5	(87.0)	[9.5]	[11.0]	[78.6]

〔注〕 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である(上記以外に未回答事業所が0.9%ある。)

第19表

民間における扶養家族の構成別支給状況
(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,943
配偶者と子1人	18,073
配偶者と子2人	24,250

〔備考〕 県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者について13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。

なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき、5,000円が加算される。

〔注〕 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

第20表

民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給する	55.0
支給しない	45.0

第21表

民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(単位：%)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31% 以上	1.8	1.8	2.4	2.4
30%	38.2	40.0	29.4	31.8
29%	0.0	40.0	0.0	31.8
28%	2.4	42.4	2.0	33.8
27%	0.0	42.4	0.0	33.8
26%	0.0	42.4	0.0	33.8
25%	57.6	100.0	66.2	100.0

第22表

民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職 段階	項目 企業規模	昇給制度あり				昇給制度 なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	規模計	92.6	36.3	84.4	46.2	7.4
	500人以上	94.0	30.9	88.5	56.5	6.0
	100人以上 500人未満	96.6	42.1	81.9	41.6	3.4
	100人未満	79.0	38.3	77.3	22.9	21.0
課長級	規模計	83.3	31.3	83.2	45.0	16.7
	500人以上	76.4	20.9	88.4	55.0	23.6
	100人以上 500人未満	93.6	39.3	81.3	41.3	6.4
	100人未満	79.0	38.3	73.6	26.6	21.0

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第23表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

企業規模	項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	規模計	57.6	42.4	53.3	46.7	54.1	45.9
	500人以上	55.8	44.2	50.6	49.4	51.8	48.2
	100人以上 500人未満	66.1	33.9	62.0	38.0	64.2	35.8
	100人未満	40.3	59.7	36.7	63.3	34.7	65.3

第3部 生計費関係資料

第24表

仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成29年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	24,853	43,809	51,296	58,783	66,262
住居関係費	44,182	54,524	46,556	38,588	30,620
被服・履物費	2,578	6,467	8,417	10,370	12,321
雑費Ⅰ	50,480	68,244	94,035	119,847	145,638
雑費Ⅱ	7,930	23,102	25,042	26,988	28,928
合計	130,023	196,146	225,346	254,576	283,769

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の平成29年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(平成29年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費	食料
住居関係費	住居, 光熱・水道, 家具・家事用品
被服・履物費	被服及び履物
雑費Ⅰ	保健医療, 交通・通信, 教育, 教養娯楽
雑費Ⅱ	その他の消費支出(諸雑費, こづかい(使途不明), 交際費, 仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第25表

労働経済

項目			年月	平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
物 価	消費者物価指数 (総合)	全国	前年 同月比 (%)	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.5	
		仙台市	前年 同月比 (%)	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.7	△ 0.8	△ 0.4	
	国内企業物価指数 (全国)		前年 同月比 (%)	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5	△ 4.2	△ 3.8	△ 3.3	
生 計	消 費	全 世 帯	全 国 ()内は農林漁 家世帯を除く	金額 (円)	298,520 (299,074)	281,827 (283,331)	261,452 (262,748)	278,067 (279,596)	276,338 (277,093)	267,119 (268,278)
				前年 同月比 (%)	△ 0.7 (△0.7)	△ 1.6 (△1.4)	△ 2.7 (△2.4)	△ 0.9 (△0.9)	△ 5.1 (△5.4)	△ 2.6 (△2.7)
	支 出	勤 労 者 世 帯	全 国 ()内は農林漁 家世帯を除く	金額 (円)	338,001 (337,313)	306,721 (307,961)	276,602 (277,511)	302,422 (303,880)	301,442 (302,003)	296,387 (297,302)
				前年 同月比 (%)	1.1 (1.3)	△ 3.3 (△2.9)	△ 5.6 (△5.4)	△ 3.9 (△3.7)	△ 5.0 (△4.9)	△ 0.8 (△0.7)
			仙 台 市	金額 (円)	279,078	278,329	308,089	272,164	281,212	252,274
				前年 同月比 (%)	△ 5.4	13.8	38.9	△ 6.2	17.4	7.1
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (30人以上調査産業計・全国)		前年 同月比 (%)	0.8	0.8	0.9	0.8	0.9	1.0	
	完全失業率		全 国 (%)	3.2	3.2	3.1	3.0	3.1	3.0	
	有効求人倍率		全 国 (倍)	1.33	1.35	1.36	1.37	1.37	1.38	
			宮 城 県 (倍)	1.44	1.45	1.45	1.46	1.49	1.49	
産	鉱工業生産指数	全 国	前年 同月比 (%)	△ 3.2	△ 0.6	△ 1.6	△ 4.2	4.5	1.5	
		宮 城 県	前年 同月比 (%)	20.4	31.3	16.2	15.4	34.5	22.1	

(注) 1 「消費者物価指数」, 「国内企業物価指数」, 「常用雇用指数」の前年同月比は, 平成27年=100とした指数を
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は, 季節調整値である。

指 標 (その 1)

10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4	総務省
0.0	0.6	0.3	0.8	0.4	0.5	0.4	0.6	0.6	
△ 2.7	△ 2.3	△ 1.2	0.5	1.1	1.4	2.1	2.1	2.2	日本銀行
281,961 (283,154)	270,848 (272,110)	318,488 (319,767)	279,249 (279,970)	260,644 (261,286)	297,942 (298,745)	295,929 (295,336)	283,056 (283,293)	268,802 (268,403)	総務省 (家計調査)
△ 0.2 (△0.2)	△ 0.9 (△0.9)	0.1 (0.2)	△ 0.6 (△0.7)	△ 3.4 (△3.6)	△ 1.0 (△1.1)	△ 0.9 (△1.2)	0.4 (0.0)	2.8 (2.2)	
245,414	279,145	323,557	261,871	241,528	295,617	322,010	280,213	256,433	
△ 2.7	△ 6.8	6.3	2.4	△ 16.3	△ 4.3	15.4	0.7	△ 16.8	
305,683 (306,551)	294,019 (295,259)	349,214 (350,311)	307,150 (307,262)	298,092 (298,203)	337,075 (337,365)	329,949 (330,354)	315,194 (314,054)	296,653 (295,724)	
△ 1.3 (△1.2)	△ 0.3 (0.1)	2.6 (3.0)	△ 1.7 (△1.8)	0.1 (0.0)	0.7 (0.6)	△ 2.4 (△2.1)	2.8 (2.0)	7.2 (6.6)	
264,855	296,631	340,766	259,019	250,304	349,893	391,241	301,966	276,033	
8.5	△ 10.2	13.1	△ 2.2	△ 18.8	△ 0.1	25.9	△ 2.4	△ 16.6	
0.9	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.6	1.8	1.5	
3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1	2.8	
1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	1.51	総務省 (労働力調査)
1.52	1.52	1.57	1.57	1.48	1.51	1.54	1.60	1.58	厚生労働省 (一般職業紹介状況)
△ 1.2	4.4	3.1	3.2	4.7	3.5	5.7	6.5	5.5	経産省
13.1	22.4	25.6	31.7	37.5	27.3	21.7	18.1	20.0	

基礎とし、「鉱工業生産指数」の前年同月比は平成22年=100とした指数を基礎としている。

労 働 経 済

項 目			年 月	平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)	全 国	金 額 (円)	293,837	287,535	290,273	290,078	288,290	289,120	
			前 年 同 月 比 (%)	0.5	0.3	0.0	0.3	0.3	0.3	
		宮 城 県	金 額 (円)	263,550	259,530	260,050	260,126	257,416	259,540	
			前 年 同 月 比 (%)	0.4	1.5	△ 0.1	0.5	△ 0.3	0.7	
	所 定 内 給 与 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国	常 用 労 働 者	金 額 (円)	267,569	263,048	265,664	265,544	264,258	264,977
				前 年 同 月 比 (%)	0.4	0.1	0.1	0.4	0.5	0.5
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	323,378	317,462	320,812	321,062	319,708	320,640
				前 年 同 月 比 (%)	0.4	0.1	0.0	0.2	0.4	0.3
		宮 城 県	常 用 労 働 者	金 額 (円)	240,304	238,345	239,537	238,743	236,000	238,798
				前 年 同 月 比 (%)	△ 0.6	1.4	0.2	0.8	△ 0.1	1.0
			一 般 労 働 者	金 額 (円)	288,219	284,725	286,250	285,064	283,588	286,827
				前 年 同 月 比 (%)	△ 0.2	1.5	△ 0.6	0.9	△ 0.4	0.1
	総 実 労 働 時 間 数 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国 (時 間)	153.8	142.7	154.0	151.5	145.0	148.8		
		宮 城 県 (時 間)	153.6	144.3	154.2	151.6	147.5	149.8		
所 定 外 労 働 時 間 数 (3 0 人 以 上 調 査 産 業 計)	全 国 (時 間)	13.3	12.2	12.5	12.5	11.9	12.5			
	宮 城 県 (時 間)	12.9	12.9	11.8	12.0	12.4	11.8			

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎とした指数を基礎としている。また、「所定内給与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。
- 2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」,「建設業、保険業」,「不動産業、物品賃貸業」,「学術研究、専門・技術サービス業」,「宿泊業、飲食サービス業」,「医療、福祉」,「複合サービス事業」,「サービス業(他に分類されないもの) (外国公
- 3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、若しくは、日
- 4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働

指 標 (その 2)

10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
290,976	290,747	290,721	288,063	289,344	291,429	294,971	289,051	291,520	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	△ 0.2	0.3	0.5	0.4	
261,195	260,788	261,292	257,156	260,073	262,206	267,859	260,230	264,750	
0.8	1.5	0.0	0.7	1.7	0.1	1.7	0.2	1.8	
265,572	265,104	264,861	263,367	264,149	266,100	268,859	264,818	267,301	
0.5	0.7	0.6	0.6	0.3	0.0	0.6	0.7	0.7	
321,367	320,825	321,394	319,570	320,724	321,964	324,173	318,968	321,878	
0.2	0.4	0.6	0.3	0.2	△ 0.1	0.3	0.4	0.4	
238,686	238,463	238,848	236,198	239,393	240,673	245,259	239,772	243,966	
0.8	1.4	△ 0.6	0.6	2.0	0.8	2.1	0.6	1.8	
287,345	286,955	288,637	286,687	292,708	290,362	291,979	286,710	294,155	
△ 0.3	0.3	△ 1.2	1.3	3.5	0.4	1.3	0.7	2.8	
148.3	150.5	148.0	139.2	146.7	150.3	153.1	144.7	154.2	
150.0	151.6	149.4	140.6	146.1	150.8	154.1	145.2	155.8	
12.8	13.1	13.1	12.3	12.7	13.1	13.2	12.3	12.3	
13.1	13.1	12.9	12.0	11.5	12.0	12.2	11.2	11.6	

ている。ただし、「きまって支給する給与」のうち宮城県の平成28年12月までの前年同月比は平成22年=100とし

業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融
 ビス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)」、「教育、
 務を除く)」のことをいう。

々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。
 日数が一般の労働者より短い者)を除いた労働者をいう。